

(第一類 第八号)

第四十六回國會衆議院

林水產委員會議錄第三十六號

四八五

豚肉の安定基準価格改定等に關する請願（池田清志君紹介）（第二五一八号）
乳価安定制度の改正に關する請願（池
田清志君紹介）（第二五一九号）
林業基本対策確立に關する請願（池
田清志君紹介）（第二五二〇号）
昭和三十八年度のり被害対策に關する
る請願（池田清志君紹介）（第二五二
一号）
ブロイラー企業振興に關する請願
(有田喜一君紹介)（第二六〇五号）
は本委員会に付託された。

それから開拓事業、干拓事業、外資導入事業、さらに災害復旧関係事業、こういうふうな五つに分けまして、昭和二十一年以来三十九年まで、三十九年は本年度の予算要求の額であります。が、国家投資額の概要が出ておるわけであります。これによりますと、概略土地改良事業関係で一千五百六十七億、開拓事業関係で一千三百三億、干拓事業関係で七百七十七億、外資導入事業で四百十九億、災害復旧事業関係で二千七百七十六億、したがって、これを合計いたしますと、昭和二十一年から十九年間で七千八百四十三億円、大体こういうふうに相なるらうかと思ひります。もつとも昭和二十一年当时と今日では物価状況がだいぶ違いますから、総合計で九千六百三十二億円と申しましても、実際には今日の物価、PWでスライドいたしますと、これに数倍する行政投資が行なわれた、こういうふうに言うことができるかと思うのであります。

ということで、今度草地造成が加えられたわけでありますけれども、それを含んで今後の畜産振興の立場から見て、も、もづと重點的に、未墾地開拓の中で、草地造成というものを取り上げていかなければならぬ。本年度の草地造成の予算といふものは、概略十七億程度だと思いますけれども、これじゃいささかも今日の状態を克服することはできない。したがつて、そういう新らしい意欲的なウエートというものを加味しなければなりませんから、当然それだけではおさまらないのですけれども、いま申しました今後の土地改良長期計画を立てるにあたっては、もちろん、どういうところからどういゝ土地改良事業をやるのかというのがスタートでありますけれども、一応予算のめどとしては、昭和三十九年から過去十年間の PW修正による行政投資というものがどれだけ行なわれたかということを考えてみるのも、一つの案だと思いますが、そういう検討をされたことがあるかどうか、あるいはそういう検討をした場合どれだけの予算になるのか、これをまずお伺いしたいと思います。

いたしまして、積み上げを行なつたものを意欲的に修正をする。そうして計画を立ててまいる。その際に、國の財政力その他を勘案いたしまして、計画として具体的に確定いたしてまいりました。いと前会申し上げたわけでございまして、それにも含まれます問題といたします。指摘のとおり、一つには、過去における土地改良にどの程度を投下されまして、土地改良にどの程度を投下され、いつの段階には、先生御いう判断をいたしました。と同時に、過去の所存でございます。と同時に、過去の二十九年、三十年、當時よりも國民経済も相当伸びておりますので、必ずしも過去の投資実績にもこだわらず、今たか、これを一つの有力な基礎にいたす所存でございます。その後の経済成長の伸びに応じまして、社会投資として土地改良投資はかくあるべきだという角度も加味いたしまして、國民経済の成長の伸びの角度からも考えてまいりたい、かように存ずるわけでございます。したがいまして、御指摘の過去におきます投資、これを集計いたし、物価をスライドいたしまして、現在時に直しまして、前向きの投資の規模を測定する有力な資料いたしたい、その点は御指摘の点もござりますので、今後その作業を続けて、有力な資料にいたしたい、かようにな存じます。現在までのところ、まだそれはやつております。

それから、いま農地局長からお話をありました要土地改良面積、これは昭和三十五年三月末現在で、種類別と地域別分布の実態を明らかにする目的で、県及び市町村の関係者は、技術的、経済的に妥当とする要土地改良の地区を報告して、全国的に集計したものが出ておるわけであります。これでは全国的に地区数にして七万八千四百七十一、実面積で水田が二百十九万八千八百ヘクタール、畑が八十七万六千五百百ヘクタール、未墾地が十一万六千七百百ヘクタール、計で三百十九万九千六百ヘクタール、これが実面積のほうで、延べ面積では、水田が三百五十五万六千三百ヘクタール、畑が百一十万八千五百五百ヘクタール、未墾地が十一万六千三百ヘクタール、計で四百六十四万九千百ヘクタール、こういうふうに出されておるわけですが、この実面積、延べ面積といふ区分けはどういう趣旨なのか、ちょっと理解しにくい点がありますのと、それからここでいう未墾地面積といふのは、どういうものをいつているのか、この二点、数字的にこれで間違いないと思いますが、昭和三十五年度の要土地改良面積の調査内容について、若干御説明願いたいと思います。

には、実面積が延べ面積ということで一と出でております。しかし、同じたんぼが排水を要する、用水も要るという場合は、ダブつて二に計算されて出てまいつておる関係でござります。延べ面積とはそういう趣旨でござります。

それから未墾地の問題は、この調査では、要土地改良調査といったしまして、未墾地の調査といふのは、既墾地に対する土地改良事業の一環として、開田もしくは開畑を行なうとすれば、それに相当する現況農地、田畠以外の土地がどれだけあるか、こういう意味の調査をあわせて調査したものが、この際未墾地として計上されておる次第でござります。

○角屋委員 この新しい法改正に伴います第二条第二項の土地改良事業といふ中で、七項目掲げられておるわけであります。が、この中で、今日採算放牧地の関係が本法に入りましたことにより、第二条第二項第三号が農用地造成、ということになる。しかも、これはいま局長が述べた意味の未墾地の要土地改良事業の考え方よりも、もつと積極的な意図を持つた農用地造成といふことも含んでおるのであります。この第二条第二項の七項目を前提とした要土地改良の調査といふものが、三十九年以降なされた農地局の土地改良総合計画調査要綱に定める調査といふように理解していいのでござりますか。この前もお聞ききましたのですが、いま集計中で、いつごろまでに概況程度のものが明らかになるのですか、その点もあわせお答えを願いたい。

票が昨年の十二月の末に農政局に集まつて、個別に整理を終えたい、かように考えております。○角屋委員 新しく入りました採草放牧地、いわゆる草地造成の関係の事業分量をどの程度見込めるかといふ一つのめどの問題であります。これは所得倍増計画では大体五十万ヘクタールの草地造成、こういうめどだったと思いまます。が、さらに三十五年、三十六年、畜産局で調査した資料によりますれば、八十六万ヘクタール、その中で補助対象になるのが七十五万ヘクタール、こういうふうに数字としてふえておるかと思うのであります。これらの一問題については、もととやはり成長財といわれる畜産のえさの問題として、積極的な農用地造成という立場から、今後長期計画を立てるにあたっては検討する必要があるのでないか、こういうふうに思うわけですが、草地造成の問題についてのこれからのもろいつた調査対象の整備といいます。そぞういう点はどういうふうにお考えでござりますか。

地を別項目に取り上げまして、草地を造成するのに適性のある土地であつて、県市町村等がここにある程度草地を造成したいという意思をすでに持つておる、そういう地区の物理的な調査をいふ内容に含んでおります。それから先般来申し上げておりますとおり、そういう実態に応じます調査は、いわば実在としての調査であります。政策的に立場をもとにいたしましてかくい立たしたいという立場から、それをもう少しややそではないかといふ立場における判断を加えまして、長期計画を立てるべきではないか、かように考えております。そこで、いま先生御指摘のとおり、所得倍増等におきまして当初三十三万、それから畜産の自給度向上の立場で五十万町歩ぐらいの草地を造成したいという整理を一べんいたしたことなどがござります。さらに、單純なる適地としてはどの程度あるかといふ調査は、畜産局で実行いたしたことござります。私どもいたしましては、農用地造成地区調査の結果と、畜産の長期計画に即応いたします飼料自給度向上上必要な農用地の造成という角度から、長期計画作成にあたりましては、その農用地造成地区調査の上にそういう意味の政策的な意図を乗せました計画に組み立ててしまひたい、かよううに考えておる次第でございます。

割り、したがつて、土地改良事業の今後の性格といふうな観点等からいろいろ検討を加えられて、今回の土地改良法の一部改正を出され、数回国会の審議で流れましたけれども、本格的な審議は今次国会になつてから始まるという段階に相なつてゐるわけであります。ですが、この際、土地改良法の一部改正の根幹になります重要な問題についてお伺いをいたしました。

業の構造改善といふ構造政策、これとどういふに調和させていくかといふことが、今回の土地改良法の第一条の目的改正に伴う土地改良の推進にあたって留意すべきことだと思うのであります。この点、目的及び原則の改正において、今後の土地改良事業といふものは、旧来とどういふに変えていたというふうに理解しているのか、大臣からまず法改正のねらいについてお

ものはより強まると理解していいのか。あるいは公共的性格というものが、もつと一般的な事業として土地改良を理解する、こういうふうに変化をしたのだと理解していいのか。その辺はどうですか。

いりますと、大体これは前段でお聞きしました局長の答弁からいたしますと、十年間ということで計画を立て、しかも土地改良の事業の種類別といふのは、基幹のかん排、農用地造成、圃場整備、防災。おおむねこの四つに分けて、土地改良事業の目標及び事業量を定めるというふうに考えておるようでありますけれども、しかも「土地改良長期長期計画は、計画期間

改良事業に対する投資額を農地局の資料によつて見てまいりますと、土地改良事業関係で二千五百六十七億円、開拓事業関係で三千三百三億円、干拓事業関係で七百七十七億円、外資導入事業で四百十九億円、災害復旧事業関係で二千七百七十七億円、これは概略であります。が、合計いたしまして十九年間に七千八百四十三億円、大体そういう金額になつておる。もうとも、これは

まず第一は、いま申し上げましたよ
うな経過で、戦後の食糧増産の花形で
あつた土地改良事業というものが、農
業基本法の制定以降、また同時に、最
近の農業事情なり食糧の需給の実態な
り、いろんなことから、第一条の目的
の改正におきましても、「この法律は、
農用地の改良、開発、保全及び集団化
に関する事業を適正かつ円滑に実施す
るために必要な事項を定めて、農業生
産の基盤の整備及び開発を図り、もつ
て農業の生産性の向上、農業総生産の増
大、農業生産の選択的拡大及び農業構
造の改善に資することを目的とする。」
いわゆる農業基本法の趣旨に合わして
文章を書いたわけあります。した
がつて、旧来の第一条の「この法律は、
農業經營を合理化し、農業生産力を發
展させるため、農地の改良、開発、保
全及び集團化を行い、食糧その他農産
物の生産の維持増進に寄与することを
目的とする。」というのから見ると、若
干土地改良法の目的的性格といふもの
に違ひを見出すことができるかと思は
のであります。が、問題は、やはり農業
基盤の整備というものが前提であります
ので、当然生産政策といふものが土地
改良の中で一つの大きな比重を占めて
いる。この生産政策といふものと、農

○赤城国務大臣　いまお述べになつた
ような意味におきまして土地改良法を
改正することになつたのでござります
が、集約して申し上げればどうもこう
とかということであります。いまお話
のよう、農業基本法に沿つた土地
改良法の改正でござります。ござい
ますので、従来とも土地改良そのもの
が生産の増大に寄与してまいつたので
ござりますけれども、その生産の拡
大につきましてのねらいを重点的に考
えた。すなわち、第一条にありますよ
うに、生産性の向上、それから農業生産
生産の増大、農業生産の選択的拡大、
その方向に合わせて基盤の整備をして
いく、こういう趣旨でござりますか
ら、農業の近代化あるいは選択的拡大
あるいは生産性の向上といふよしなこ
とが、農業基本法に志向されております
けれども、それを達成する一番根本は
やはり基盤の整備だ、生産性の向上あ
るいは選択的拡大あるいは総生産の増
大、こういふもののねらいに合わせて
基盤を整備していく、こういうところ
に法改正の目的あるいは趣旨がある、
こういふふうに理解しております。

共性を持つておることは当然でござります。でありますので、この改正の趣旨から申し上げても、従来よりは公共性は非常に強くなつておる、また強くしなくちやならぬ、こういうふうな考え方からの改正になつておるといふうにも理解いたします。

○角屋委員 第二条で、御承知の従来の農地に加えて、草地関係を本法の事業の中に入れる、したがつてそれに伴つて、第二条第二項の土地改良事業というものが七項目にわたつてありますけれども、いずれも草地を加えた農用地関係におけるそれぞれの事業というふうに変わつてしまひました。それを受けて立つて、新しく、これは本法の改正の中では重要な項目であります。が、土地改良長期計画というものを、第一章の一、土地改良長期計画として、第四条の一、第四条の三、第四条の四の三条にわたつて取り上げておるわけでありまして、これは本法改正の重要な柱になつておるわけであります。われわれもまた、土地改良事業については当然長期計画を立てなければならぬといふ観点から、社会党独自の構想というものを発表しておりますけれども、今度のこの第四条の一、三、四の土地改良長期計画の内容を見てま

に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業經營の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつて農土資源の総合的な開発及び保全に資するよう定めるものとする。こういふふうに相なつておりますが、問題は、この土地改良長期計画を条項に入れるにあたつて、独自の審議会を持つべきではないか、こういう意見も出ましたし、また、この長期計画といふ問題については、大蔵省では予算の関係において難色を示したというようなこともいわれておりますて、この条項を設けるまでの経過がいろいろあつたやに承知をいたしております。なるほど農業基本法に基づいて農政審議会があるわけでありますけれども、土地改良長期計画と土地改良事業の推進の問題について、やはり独自の審議会をつくつて、そして綿密な計画を立てられるというふうな考え方をとつたほうが、今日の時点においてはいいのではないかという感じを、率直にいつて私は持つてゐるわけです。

御承知のとおり、昭和二十一年以降昭和三十九年——昭和三十九年については予算額でありますけれども、それを含んでの過去十九年間の国家の土地

物価が戦後相当に変動しておりますから、先ほども局長に、三十九年からさかのぼつて十年間の今日時点においてのP.W.修正を行なつた場合に、土地改良事業にどれだけの予算を投資したことになるかということを参考資料として出すように申し上げたわけであります。が、ことしの予算の場合は、大体土地改良事業として、農地局の資料をそのまま合計いたしますと九百十七億円、しかし、農地局の予算書によりますと、農地局の公共事業関係は九百十九億円、こういうふうに相なつております。そして、農林関係のことしの三千三百六十億のうち、公共分が千三百一十八億という中の大宗を、農地局の公共関係で占めておる。それほど、農林省の行政といえば、予算の約三分の一近くのものは農地局の公共関係で占めておるというほど、重要な比重を占めておる問題として、しかもまた農地基盤の問題は、予算ばかりでなしに、それはど重要でありますから、農政審議会で総合的な検討をやるということは、もちろん否定はいたしませんけれども、長期計画の策定にあたっては、やはり独自の審議会を開いて、全体的な緻密な計画を立てて、計画的に遂行するといふ配慮が当然あつてよかつたのじや

業の構造改善といふ構造政策、これなどいろいろとあるに調和させていくかといふことが、今回の土地改良法の第一条の目的改正に伴う土地改良の推進にあたって留意すべきことだと思うのであります。たゞこの点、目的及び原則の改正において、今後の土地改良事業といふものは、旧来とどういうふうに変わらぬふうに理解しているのか、大臣からます法改正のねらいについてお伺いいたしたいと思います。

○赤城国務大臣 いまお述べになつたような意味におきまして土地改良法を改正することになったのでござりますが、集約して申し上げればどういうことかということになります。いまお話をのように、農業基本法に沿つた土地改良法の改正でござります。でございまので、従来とも土地改良そのものが生産の増大に寄与してまいつたのでござりますけれども、その生産の拡大につきましてのねらいを重点的に考えた。すなわち、第一條にありますように、生産性の向上、それから農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大、その方向に合わせて基盤の整備をしていく、こういう趣旨でござりますから、農業の近代化あるいは選択的拡大あるいは生産性の向上といふよしなどが、農業基本法に志向されておりますけれども、それを達成する一番根本はやはり基盤の整備だ、生産性の向上あるいは選択的拡大あるいは総生産の増大、こういうもののねらいに合わせて基盤を整備していく、こういうところに法改正の目的あるいは趣旨がある、こういふふうに理解しております。

ものはより強まつたと理解していいのか。あるいは公共的性格というものが、もつと一般的な事業として土地改良を理解する、こういうふうに変化をしたのだと理解していいのか。その辺はどうですか。

○赤城国務大臣 土地改良そのものが、農業者等の個人個人の生産の拡大とかあるいは生産性の向上にありますけれども、國から見まするならば、公共性を持つておることは当然でござります。でありますので、この改正の趣旨から申し上げても、従来よりは公共性は非常に強くなつておる、また強くしなくちやならぬ、こういうふうな考え方からの改正になつておるといふうにも理解いたします。

○角屋委員 第二条で、御承知の従来の農地に加えて、草地關係を本法の事業の中に入れる、したがつてそれに伴つて、第二条第二項の土地改良事業というものが七項目にわたつてありますけれども、いざれも草地を加えた農用地關係におけるそれぞれの事業というふうに変わつてしまひました。それを受けて立つて、新しく、これは本法の改正の中では重要な項目でありますが、土地改良長期計画というものを、第一章の二、土地改良長期計画として、第四条の一、第四条の三、第四条の四の三条にわたつて取り上げておるわけでありまして、これは本法改正の重要な柱になつておるわけであります。われわれもまた、土地改良事業については当然長期計画を立てなければならぬといふ観点から、社会党独自の構想というものを発表しておりますけれども、今度のこの第四条の二、三、四の土地改良長期計画の内容を見てま

いりますと、大体これは前段でお聞きしました局長の答弁からいたしますと、十年間ということで計画を立て、しかも土地改良の事業の種類別と、いうのは、基幹のかん排、農用地造成、圃場整備、防災、おおむねこの四つに分けて、土地改良事業の目標及び事業量を定めるというふうに考えておるようでありますけれども、しかも「土地改良長期長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するよう定めるものとする。」こういうふうに相なっておりますが、問題のは、この土地改良長期計画を条項に入れて、この土地改良長期計画といふ問題については、大蔵省では予算の関係において難色を示したといふようなことをいわれておりますて、この条項を設けるまでの経過がいろいろあつたやを承知をいたしております。なるほど農業基本法に基づいて農政審議会があるわけでありますけれども、土地改良長期計画と土地改良事業の推進の問題について、やはり独自の審議会をつくって、そして綿密な計画を立てられるというふうな考え方をとつたほうが、今日の時点においてはいいのではないかという感じを、率直にいつて私は持つてゐるわけです。

改良事業に対する投資額を農地局の資料によつて見てまいりますと、土地改良事業関係で一千三百三億円、拓事業関係で二千七百七十七億円、これは概略であります。合計いたしまして十九年間に七千八百四十三億円、大体そういう金額になつておる。もつとも、これは物価が戦後相当に変動しておりますから、先ほども局長に、三十九年からさかのぼつて十年間の今日時点においてのP.W.修正を行なつた場合に、土地改良事業にどれだけの予算を投資したことになるかということを参考資料として出すように申し上げたわけであります。が、ことしの予算の場合には、大体土地改良事業として、農地局の資料をそのまま合計いたしますと九百十七億円、しかし、農地局の予算書によりますと、農地局の公共事業関係は九百十九億円、こういうふうに相なつておりますて、農林関係のことしの三千三百六十億のうち、公共分が千三百二十八億という中の大宗を、農地局の公共関係で占めておる。それほど、農林省の行政といえば、予算の約三分の一近くのものは農地局の公共関係で占めておるというほど、重要な比重を占めておる問題として、しかもまた農地基盤の問題は、予算ばかりでなしに、それは総合的な検討をやるということは、もちろん否定はいたしませんけれども、長期計画の策定にあたっては、やはり独自の審議会を開いて、全体的な緻密な計画を立てて、計画的に遂行するといふ配慮が当然あつてよかつたのじや

ないかという問題と、土地改良の長期計画といふものをして、予算の問題についても明らかにするわけあります。されども、この問題を明らかにしていく場合には、所得倍増計画の昭和三十六年以降十年間に農業に対する総投資額が一兆円、そういう予算の中で、土地改良事業に三千八百二十億円、開拓に五千百三十億円、干拓に千百一十九億円、合計いたしまして六千四百六十億円、という、きわめて微々たる所得倍増計画における国の投資額といふことであつては、これはやはり今後実施しようとする土地改良長期計画の予算とははるかに離れたものになります。

したがつて、こういう観点から見て、所得倍増計画の内容修正といふものが、当然これに関連して出てこなければならぬ。今後これらの土地改良長期計画を立てるにあたつての予算的問題、それと所得倍増計画の修正問題、これら問題をどういふうに進めようとするのか、お伺いをいたしたい。

○赤城国務大臣 お話のように、長期計画を立てるにつきまして、総事業量あるいは所要経費の概数等を策定いたさなくてはなりません。大体目標としましては、局長からお答えをしましたように、四十年度から十年くらいの計画を立てたい。これはどことはかるかといふ問題が一つござりますけれども、農政審議会そのものが、農業基本法に基づいて設けられております審議会でございますし、土地改良そのものが、やはり基本法に基づいての方向に相当変わってきておるという関係から見ましても、農政審議会にはかりまして、計画を四十年から樹立していくたい。農政審議会には、御承知のよう

に土地改良関係のものだけの人々の審議会といふことも考えられないわけですが、この問題を明らかにして、予算のこれまで総合的にはかつて、予算のこれからの計画を立てていきたい、こう考えております。

○角屋委員 土地改良長期計画の中でもう一つは、所得倍増計画との関係はどうか。もちろん、所得倍増計画も農業基本法に深い関係があります。そ

の農業基本法に沿うたような予算長期計画を立てていくことになりますから、当然所得倍増計画の内容に合致するような長期計画を立てなくてはなりません。ところが、所得倍増計画は、基盤の整備ばかりではございません。そのほかにおきましても、自立農家の育成の問題等、いろいろ中間において修正をしなくてはならぬ問題が相当ございます。中間検討もいたして、ある程度、あるいはどの程度になるか、変わらない段階でござります。でございますので、長期計画を立てるにつきましても、所得倍増計画の中間検討に基づいて、それとマッチして長期計画を立てていく、こういう腹づもりといいますか、そぞういう考え方で進めておる次第でござい

ます。

○角屋委員 いま申しましたように、所得倍増計画の行政投資については、当然修正をしなければならぬ段階がくら見ましても、農政審議会にはかりまして、計画を四十年から樹立していくたい。農業に対する財政投融資等につき

に専門調査員も相当おりますので、特に土地改良関係のものだけの人々の審議会といふことも考えられないわけですが、この問題を明らかにして、予算のこれまで立つのだけではなく、年次計画をどうするのかということが一つの重要な問題になるわけがありますが、ここらあたりのところが

は、やはり今後の農業の基盤整備をどう思つております。

○角屋委員 土地改良長期計画の中でもう一つは、農業基本法に沿うたような予算長期計画を立てた場合には、開設會決定

する。」こういう、いわば非常に弱いと予算の事業量のめどまで立つのだけれども、年次計画をどうするのかということが一つの重要な問題になるわけがありますが、ここらあたりのところが

は、やはり既耕地

に専門調査員も相当おりますので、特に土地改良関係のものだけの人々の審議会といふことも考えられないわけですが、この問題を明らかにして、予算のこれまで立つのだけれどなく、さらに農業の構造改善的な立場からいっても、あるいは農業の構造改善を進める立場からいっても、やはり農用地造成といふものを非常に大きくなウエートの中にとらえていかなければならぬのではないか、こういうふうに思うわけです。

○角屋委員 さて、要土地改良の面積がどれだけあるか、要土地改良の面積がどれだけあるか、もちろん、既耕地の土地改良事務長にもお伺いしておりますが、當ございます。中間検討もいたして、所得倍増計画を立てるにつきましても、所得倍増計画の中間検討に基づいて、それとマッチして長期計画を立てていく、こういう腹づもりといいますか、そぞういうふうに思つてお伺いしておきたいと思います。

○赤城国務大臣 もちろん、お話をうながすことを、從来の調査に基づいてお伺いしますが、當ございます。中間検討もいたして、所得倍増計画を立てるにつきましても、所得倍増計画の中間検討に基づいて、それとマッチして長期計画を立てていく、こういう腹づもりといいますか、そぞういうふうに思つてお伺いしておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 御承知のとおり、長期計画を立てた場合には、開設會決定を求めるとして、その概要を公表しなければならない、こういうことでござりますので、その年その年の予算といふものは、大体長期計画の年次割りといふふうな形に相なろうかと思ひます。

○赤城国務大臣 この改良でもう一つは、やはり圃場の整備といいますか、集団化といいますか、既耕地等につきましても、こういふことが構造改善の一つの進め方でござりますので、構造改善に沿うて、草地の造成あるいは集団化といふふうなふうな形に相なろうかと思ひます。そういう意味におきまして、その年次割りとあまりほど遠いものであつては困る、それでは不當なわけでございません。開設にかけた長期計画に基づいてのその年々の計画でござりますから、その年々の計画でございま

す。開設にかけた長期計画に基づいてのその年々の計画でござりますから、

あまり離れておるといふことは当を得

ていません、こう考えますので、できるだけ年次割りにマッチしたもので予算をつけますから、要求するとい

いますか、そういう形にすることが至

当であると考えております。

○角屋委員 第二章の土地改良事業の計画についても、それなりにいろいろ関係条項の修正が行なわれているわけですが、土地改良法においては、土地改良事業の施行は、申し上げるまでもなく、土地改良区の行なう土地改良事業、それから国または都道府県の行なう土地改良事業、農業協同組合等の行なう土地改良事業、農業協同組合等の行なう土地改良事業または数人が共同して行なう土地改良事業、市町村の行なう土地改良事業、こういうふうに分かれているわけありますて、これら四つの区分がされておりますが、その区分の条項に基づいて、いわゆる国営、県営あるいは団体営といふ形で土地改良事業が施行されているわけです。從来の土地改良事業の実施の経過を見ますと、いわゆる国営、県営、団体営の一貫的施行ということがよく言われておりますけれども、会計検査院の指摘にもあるように、国営、県営、団体営の関連した地域の土地改良事業の推進にあたつても、跛行傾向といふものが顕著にあらわれてゐる。同時に、土地改良事業の実際の推進の年限といふものを見てまいりますと、跛行に加えて、国営の場合でも県営の場合でも団体営の場合でも、いわゆる当初考えたよりも相当年月を要している。ことに國営、県営、団体営等に関連をしてなされていいるような地域においては、そういう跛行の状態あるいは年月の相延びるといふふうな点から、負担の問題その他土地改良事業の推進に重大な支障が、やはり各地域に出てくる。土地改良の不振問題等も、必ずしもそういうことと無関係ではない問題を要因として持つてゐる。こういうことでありまして、先ほどの長期計画あるいは

年次的な施行という問題とともに関連しますけれども、この際、やはり戦後からにして、今後やはり土地改良事業といふものを総清算してみて、そして欠陥と問題点を明らかにして、今後やはり土地改良事業の計画的な推進という立場から見ましむ場合には、これは国営、県営、団体営を通じての事業推進のあり方といふのを根本的に検討する必要があるのでないか。私どもの観点から言うならば、土地改良事業といふのは、非常に重要な農業政策上の柱であるから、重要な基幹事業については、国営、県営でやるべきである、末端の仕事を団体営として担当させるべきではないか。そういうことでやはり計画的な推進、計画的な推進のために、予算の問題についても、継続的な予算使用といふことまで配慮したらしいのではないかとさえ考へるわけでありまして、従来の国営、県営、団体営等の運営の実績から見て、この法改正を通してどう改善しようとするのか、そういう基本的な考え方についてお伺いいたしたいと思います。

的には、国営と県営と団体営等に分けて施行しているのが現状でございます。ことに県営がおくれておるといふ問題につきましては、私どもその後の検討の結果いたしまして、国営付近でございまして、県営という制度をつくる必要がある。いうことで、三十七年からこの制度を始めました。そして三十七年には初めてでございますので、一地区でござりますが、三十八年に四地区、三十九年に七地区という形で、逐次累増をいたしまして、国営に関連する自営事業は、一般県営事業のワクの外でバランスをとつて採択をし、実行をするという形に改めまして、会計検査院にも二十六年の時点での御調査でござりますが、三十八年末の時点ではこのように改善されておりますという形の資料を提出いたした次第でござります。このような方法をとりまして、かつ、団体営等につきましては、県庁に再三の注意をいたしまして、関連する団体営を優先的にとつてこれを処理するようについてで、現在処理をいたしておるわけでございます。

一応大臣の御答弁の前に、一つだけ申し上げさせていただきました。

○赤城國務大臣 話しのとおり、国営、県営、団体営が一貫して進み、また一貫して完了するということでなければ、所期の目的は私は達し得られないと思います。そういう面におきまして、この三つの間にアンバランスがあつたということについては、私どもも重大な関心を持ちまして、会計検査院の指摘のあるなしにかかわらず、関心を持ちまして、付帯県営というような制度も開いたわけでございます。率直に申し上げますと、今度の改正等において、この三つの間にアンバランスがあつたということについては、私どもも重大な関心を持ちまして、会計検査院の指摘のあるなしにかかわらず、関心を持ちまして、付帯県営というような制度も開いたわけでございます。

きましても、先ほど申し上げました通り、集団化あるいは区画整理、区画整備による集団化、こういふところまで完了しませんけれども、大きな用水、排水だけの問題では、土地の基盤の整備という目的が達し得られないと思ひます。そういう面におきまして、換地処分が集団化まで、末端まで一貫して行なえるようにしなければいけないと私は思います。現在そこまでまだいたる密接な連絡をもちまして、末端工事まで完了するような指導あるいはその他助成等によつて、バランスをとれるようにならうたい、こう考えております。

○角屋委員 いまの局長、大臣の一般的な答弁だけでは、この問題はやはり済ませない実態にあると私は思ひます。長いのになれば、二十年近くもとにかく土地改良事業でかかつておるデータもあるようでありますて、現実にいままでの状況からいきましても、国営で十五年、あるいは県営で十四年とか、あるいは団体営で三、四年とかいうふうな過去のいろいろな数字も出ておるようでありまして、国営、県営、団体営の総合的・一貫施行の問題は、やはり真剣に取り上げて、土地改良事業の施行も総合的でなしに、やはり短期に実効をあげるようなどうことで、長期計画ができる段階になれば、ことにそいう配慮でやつていかなければならぬ。しかし、今までにも現実に継続事業が相当事業の中に織り込まれてやられておるわけですか、これをやはり見のがすわけにいきませんし、そういうものと調和をとりながら、いかに重点的にかつ効率的に

長期計画に基づく計画的な推進の路線に乗せていくかということが、非常に重要な段階にきておる。ことに先ほど特に地方財政のことからむかしませんけれども、県営の駆け出し状態が非常に目立つておる、こういうことだとと思うのです。県営が駆け出し状態では、団体営を積極的にやりたいと思つても、なかなか中間の県営が進まないときだ。あるいは積極的にやって県営とつながらないために、団体営は相当進んだけれども、実効をあげられないという例は、われわれは各所に見ることができるわけでありまして、こういう点は、単なることばとしての国営、県営、団体営の一貫施行だけでは済まない。これは、土地改良事業計画といふものを国営、県営、団体営においても立てるわけであります。その立てるにあたって、同じ地域における他の事業との関連施行をどうするかといふふうなことも、一つの重要な要件の中に加えてやつしていくという配慮がなければならぬのではないか。いまの土地改良法、改正になつたのもそりでありますけれども、国営は国営で土地改良事業計画といふものを立てて、県営、団体営も同様であります。その場合に、その地域における相互関連といふものの中で、いかに総合的に結びつけながら一貫施行をやつしていくかという条項を、それぞれの土地改良事業計画の中でも必要な条項の中に加えて、そろそろ推進については国並びに地方自治団体も責任を持つて遂行する、そういう考え方を中心にしておる。單にことばだけでは一貫施行はできないので

はないが、私はこう思うのであります
が、そういう点についてひとつ答弁を
お願いしたい。

○赤城國務大臣 確かにことばだけでは、一貫施行はできないわけでござります。そういう意味から、たとえば国営の地区採択という場合にも、相当採択の以前に調査をいたしておるわけあります。その調査の際には、県営としてほどの程度やれる、またどういうふうにやっていったらいいか、あるいは団体営の場合はどれくらいのものがやられるべきであるか、総合的に団体営までの調査をした上で、国営なら国営の採択をする、最近そういうふうに調査を進めておるわけでございます。でありますので、御趣旨のような線を考えながら、国営なり県営なりを採択する、こういうよくな形でおりますので、そういう欠陥を補つていきたい。なおさら一そら今度の場合には一貫性に重点を置きまして調査を進め、その結果、採択をしていく、こういう方針で進めていきたいというふうに考えております。

期計画に基づく目的の達成は至難でないかという感じを持っております。御承知の土地改良法に基づく土地改良事業の推進の場合には、該当地区の關係者の三分の二の同意とか、ことに農用地の造成の場合には、いわゆる農用地外資格者の全員の同意といふものが、計画の樹立の段階でも計画変更の段階でも、土地改良事業の推進過程で常に一つの前提になつておるわけですが、そういう形で全員の同意をとりながら、しかも關係者の三分の二以上の同意を求めてやつていくといふ、いわゆる民主的といいますか、下からの意向に基づく土地改良事業推進だけで、国が意欲的に掲げる長期計画の推進といふものが十分にいくだらうかどうかという問題は、私はあろうと思う。戦後のいわゆる自作農創設特別措置法当時の緊急開拓政策の考え方といふものは、今日の時点とならないといったとしても、しかし、その反省の上に立つな別の観点から、やはり農地法の今後の改正等も検討されておるようではありますけれども、農用地の造成問題といふものについて、土地改良法に基づく農用地造成事業の推進と同時に、農地法に基づく未墾地等の買収及び売り渡しに伴う農用地造成問題、これはやはりうまく調和運営をして推進していくかなといふ长期計画の達成といふ問題が前向きに推進をされないのじやないかと感じを率直に言つて持つておるわけです。これらの問題についての考え方についてお伺いしておきたいと思います。

いますか、施行地域に入れるという場合等につきまして、農地法及び土地改良法における考え方方が少し違います。土地改良法においては、あつせんするとか、あるいは全員の同意を得るといふようなことになつております。私は、公共性を持つておりますから、ある程度は強制的なもののほうが当を得ているというか、そうでないと、なかなか事業は進まぬというふうに考えますけれども、現在の段階におきまして、価格の問題や、また同意を得られないために、県営やあるいは団体等におきまして、せつかく予算をつけても、仕事がなかなか進まぬという事例もありたくさんありますし、そういうよろしくな関係で、いまのところは、できるだけ所有者の同意を得てやつっていくということに土地改良法では規定されておりますけれども、いまの農地法との関係等につきまして、なお考慮すべき問題があらうかと思います。この点につきましては、調整をとりながら、よく検討を進めて慎重に対処していくべきたいい、こう考えております。

ともあり得ると思いますが、一般的に農地法等におきましても、經營面積等を広げていくといふことがねらいでございます。でござりますので、三十七年でしたか、そういう面で、あるいは経営面積の上限を撤回させる、あるいはまだ共同化のための法人を認めるとか、あるいは信託制度を認めるとかいろいろなことをいたしましたけれども、そういう改正をいたしましても、まだ時日もありたっておらぬといふせいでございますが、あまり成績があがつております。でありますので、やはりある程度の經營面積を持っていませんと、なかなか容易でございませんから、農地を流動化するのにどういうふうにしたらしいのか、その所有権だけの流動化で、あるいは資金の貸し付け等によつて買い入れて農地を拡大していくとか、こういう所有権の問題もござりますけれども、貸貸借の問題などで經營面積を拡大していく方法がなからうか。たとえば兼業農家等が共同經營をする、あるいはまたその人が賃貸借の形で農地を貸し付ける、一言で言えば、流動化的問題で、こういうことができないだらうか。しかし、これにつきましては、小作料の問題とか、あるいは賃貸借契約の耕作権の問題と題と所有権の問題等がござります。なかなか複雑でござります。そういう面で、私どもいたしましても、流動化をもつと推進して經營面積等を広げられるよう、あるいは集団化できるような形を、農地法の面からも考えてみ場合に、先ほど申し上げたように、個検討を命じておるのがおもなる点でございます。同時に、經營面積を広げるで、私どもいたしましても、流動化られないものだらうか、こういう点で

人としての広げ方などいろいろなこともあります。が、共同化によって経営面積を広げるというような面もある場合必要だと思います。そういう意味におきましては、せっかく生産法人の規定を設けて改正いたしたのでござりますけれども、その要件等につきまして利害相反するような進み方をいたしておりません。そういう観点から、共同化促進のための生産法人の要件等についての改正も必要ではなからうか、あるいはまた農地法ばかりでなく、農地制度そのものにつきましても、なお検討する根本的な問題があるうかと思います。この方向は別にどうということをいま考えておりませんが、そういう点から農地の問題に再検討といいますか、よく検討してみる時期にきておる、こういう考え方を持つておる次第であります。

○角屋委員 土地改良事業の早期達成のために、特定土地改良工事特別会計をつくつて特定土地改良工事を実施するということだが、昭和三十二年来やられておるわけでありまして、この法案の審議の過程では、特定土地改良工事については七ヵ年で達成するといふことで考へるのである、こう言つておつたわけでありますが、私の地域にも特定土地改良工事がいま進められておりますけれども、現実にはやはり一、二年おくれるであろうという段階になつておりますし、他の地域の状況を見ますても、やはりそういう状況が出ておるようであります。これは、土地改良事業の特に国営の部面の早期達成といふことで、非常に注目を浴びて出てきた肝心の特定土地改良工事の関係が、こういう状態ではないと思うので

議にあたって公約したように推進をしていく、同時に、この種工事をやはり積極的に取り上げていくということが、今後の計画的な推進のいわば促進剤になるのではないか、こういうふうに思うわけありますが、これらの問題についてどう考えておられるか。

○赤城国務大臣 事務当局から御説明いたさせます。

○丹羽(雅)政府委員 特定土地特別会計で財投融資を受けまして、少しでも早く事業を完成しようという試みが三十二年から行なわれておるわけでござります。御指摘のとおり、この事業は七年でぜひともあげたいということでお最大の努力をいたしておるわけでございますが、現状においては、平均的に申しまして、若干おくれております。特定の地域等につきましては手をつけたのでございますが、地元とのトラブル等がありまして、着工はいたしたけれども、事業ができない。その結果、実際問題として、七年間で完成しない、こういう形に相なつておる事例もございますが、極力これによつて早期完了をはかりたい、こういう立場に立ちまして、この事業による分となるべく取り込んでまいりたいという姿勢で、毎年予算交渉をやつております。そしてことしも二本、前年も一本と記憶いたしますが、毎年その事業費が非常に大きくて、かつ、ほかの事業等と共同でやる必要のある事業、こういうものは、極力この特別会計事業に振りかえまして、事業の促進をはかるといふことで、昨年来そういう考え方でこの事業の取り込みをはかつておる次第でございます。

○丹羽(雅)政府委員

いたを也歟す。

○角谷委員 今度の土地改良法の一部改正で関係の農民の方々が期待をしたのは、今回の改正を通じて国営土地改良事業の農民負担、あるいは県営土地改良事業に対する補助、こういふものを団体営に対する補助、こういふものを見たところは、前進させてもらいたい、こういふことがやはり一つの重要な要件であつたと思うのであります。現実に、これは長年の歴史的経過もあるから、今日は複雑になつておるのかもしませんけれども、土地改良事業における種別、規模とその補助率といふものを見てまいりますと、実に數十に分かれまして、補助率が複雑になつておるわけであります。われわれは、国営については、基幹工事は国が全額国庫負担をするべきである、県営、團体営も、この際八割近く国がめんどうを見る、あとの二割については、土地改良の特別会計等をつくつて借り入れをさせながら、実際に事業の効果が出てくるのと見合つて、所要の農民負担をとつていく、こういふふうにして、やはり土地改良に対する農民負担の問題も、事業が完了した翌年からとつていくといふ形じゃなしに、同時に事業効果の進展と見合つて、負担能力に応じた適正な負担をとつていく、こういふ形で、土地改良の農民負担の問題については、全体としても非常に複雑になつていますから、もつと合理化し、わかりやすくし、そしてまた、根本的には農民負担を軽減する、こういふ立場で考えるべきじゃないか。今日非常に複雑になつておるわけで、たとえば構造改善事業における土地基盤整備、それと土地改良事業におけるところの農民負担

として行なう草地造成、いわゆる一般的な草地造成との負担の違いの問題、いろいろ考へてみると、そういう土地改良事業で総括的には同じように把握されるべきものの中で、事業別、種類別によってもいろいろ負担の程度が違つてくる、こういう矛盾が現実に生じてきているわけでありまして、農業金融の問題についてもすいぶん本委員会でも議論され、いろいろ問題も指摘されましたけれども、しかし、長期低利というふうな観点から、種類別その他については簡素化して、もつと農民にわかりやすい条件を持つていいたらどうかという考え方それ自身は、私は妥当であつたと思うのであります。が、この際、非常に重要な基盤整備の事業である土地改良事業についても、もつと農民負担を軽減する立場から、やはり非常に複雑な内容になつておるこの問題について、根本的な検討を行なつて、すみやかに補助率等についての適正な修正を行なうべきじゃないか、こういうふうに思うわけでありますが、この点、大臣のお考えを承りたいと思ひます。

体として土地改良は、土地改良をしてすぐに効果があがりません。やはり五年とか六年とかたってから効果があがりますので、農民にとつてなかなかつらい面もあらうかと思ひます。いままで十分考えたでござりますけれども、なお一そらそらいう面につきまして検討をいたすつもりでございます。

○角屋委員 この際、自治省に、大臣の答弁とも関連しておりますので、お伺いしたいのであります。今回の法改正に伴いまして、第九十条の国管土地改良事業の負担金の第五項、第六項並びに第九一条の都道府県管土地改良事業の分担金等の第二項、第三項、これで市町村に負担させることができる条項を設けたわけであります。この点については、農林省と自治省との折衝経過の中でも、いろいろと議論が出てやに聞いておるわけであります。同時に、今日の地方財政の状況等から見て、やはり適正な措置をやらないと、地方財政に大きなしわ寄せをもたらすという問題も考え方であります。そもそも土地改良事業による事業の効果を受ける、利益を受けるということは、満水排除なりその他各種の問題の中にも出てまいりまして、したがつて、そういう点については、それらの者からも費用を負担せざることができる条項が、新しく加わるということにも相なつておるわけであります。その問題はまた別の問題としてお伺いすることにいたしますても、いわゆる市町村財政というものと、今回の土地改良事

業におけるところの国営、県営の負担額を市町村が受け持つという問題等を、自治省としてどう理解をして、これはよろしいということになったのであるか、お伺いをいたしたいと思う。

○岡田説明員 土地改良事業法の一部改正につきまして、ただいまおつしやいました点につきましても、農林省のほうからお話をありますと、私どもとしても、いろいろ市町村等の財政事情の立場から意見を申し上げまして、最終的には、農業行政全般を強く推進するという面から賛成いたしました。今回の交付税法の改正にあたりましても、基準財政需要の算定規模につきましては、市町村分の農業行政費等につきまして、また広く府県分の農業構造改善事業の補助金の算入等につきましても、従来よりも拡大をいたしまして、そういう面から、いわば総合的な農業行政上の財源措置、包括的な措置といたる意味におきまして措置いたしておられます。また、農業行政費の基準財政需要を極力伸ばしました以外に、投資的経費につきまして、その他の基準財政需要の算定の際、これは包括算入と申しておりますけれども、その面においても、従来に比較いたしまして、面積分、人口分等を通じまして格段の措置をいたしておりますので、十分こたえていけるものというふうに考えております。

Digitized by srujanika@gmail.com

て、國營の場合は、農林大臣は都道府県知事に、さらに都道府県知事は関係市町村長に、あるいは都道府県の行なう土地改良事業の場合には、関係市町長といろいろ協議をするといふよなう条項も設けたわけあります。これは現実の推進過程としては当然必要なことだと思いますけれども、財政負担の問題については、さらに灌水排除とかいろいろ問題の具体的な項目に入つてお伺いしなければなりませんけれども、時間の関係上、この機会はとりあえずとどめておきたいと思います。

この機会にさらにお伺いしたいのは、第九十条の二の特別徴収金といふ新しい条項ができた問題であります。これは会計検査院等からも指摘された点等も勘案をして、特別徴収金という第九十条の二の新設をされたわけであります。この九十一条の二は、干拓地についてのみ特別徴収金の制度を設けたのであって、土地改良事業の他の国営、県営、団体営等を通じての問題については、特に明記されていない。干拓地についてのみ特別徴収金制度を設けたという理由について、どう受けとめたらいいか。現実に土地改良事業の相当規模などを推進する過程で、これは愛知用水でもそうありますけれども、当初三万五千町歩の受益地といふことで発足したのが、現実には今日では一万町歩近く受益地が減つてしまつておる。したがつて、あとに残つておる農民負担といふものの増高を來たすといふようなことも、いろいろ問題を起こすわけでありますけれども、そういう場合に、実際に住宅その他に転用して、いわゆる当初の目的以外の

ところに転用していくという問題について、大きな負担を伴う土地改良事業推進にあたつて、これをどう受けとめ、また適正に処理すべきかといふことは、今後土地改良事業を計画的に推進するにあたつての、一つの重要な考慮すべき問題かと思うのであります。今回九十五条の二によつて、特別徴収金といたことで、干拓地についてこの制度を適用するということを考えておるわけではありませんけれども、この問題は、やはりそれぞれの事業の性格に応じて、もう少し総合的に検討すべき内容を含んでいるのではないか。こういうふうに思うわけであります。この条項に連をいたしまして、第四十二条のこところに、権利義務の承継及び決済といふ条項が、この条項と若干関連した意味をもちけるにあたつての検討の経緯と考え方について、ひとつお伺いをいたしたいと思います。

○丹羽(雅)政府委員 私から初めに、九十一条の二で、特別徴収金を干拓地についてだけ取るようにいたしました問題でござります。これは、農業をやめるからといふことで、非常に安い負担で干拓地に人を入れましたところ、その干拓地が工場用地に相なるという問題でござります。これが、農業をやめるからといふことで、非常な特徴で農業用に水を引っぱる、あるいは愛知用水などでございますが、それは穩当を欠くという立場から、本件は干拓地に限定いたしました次第であります。

それから第二段の、かん排事業等で農業用に水を引っぱる、あるいは愛知用水地区でございますが、それがどんどん転用される残った方が建設費の負担を割り掛けられるのではないかといふことに關連いたしまして、四十二条の解説をどうするかといふ御質問でございます。私どもも、だいぶ世の中の事情が変化いたしてまいりまして、国営、県営事業の受益地等におきましては、それがどうなるかといふ御質問でございます。

○高見委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時四十分開議

○小枝委員 私は、大臣に、いま土地改良の上から考えて一番大事な問題と考えられる二、三の点についてお尋ねをし、大臣の御所見を伺いたいと思います。

質疑を続行いたします。小枝一雄君。

午後零時十七分休憩

○高見委員長 この際、午後一時三十分まで休憩いたします。

まず、最近における土地改良事業の趨勢と申しますか、最初の食糧増産から、今日では食糧増産なしに、ほんとうに農家の幸福を願念をし、農家の所得を増大する、あるいは農家の労働力を省力していく、そういう方面に主たる重点が置かれておると思うのであります。しかしながら、今日の情勢から考えますと、食糧問題決してこれは軽視することはできない。そこで、食糧という問題から考えますならば、少なくともわが国の状況といたしまして、また今後の問題といたしましては、あくまでいわゆる自給政策を強くとつていかなければならぬ、こう思ふのであります。そういう見地から考えて、今日特に考えなければならない問題は、だいぶわが国の土地改良事業も進んでおりましても、以前は団体営も二百步以上といふようなことにあつたのですが、御承知のことく、昭和二十八年以降でありますか、二十町歩程度までこれを引き下げてきておる。これは団体営であります、だんだんと大きい区域が拡げて、小さい区域に及びつてある。そういうときに、いま考えてみると、二十町歩ではなくてできるだけありますと、五町歩にするといふべきであります。そういうときに、いま考えてみると、五町歩にするという必要が私はこれをやらなければ、今日わが国の土管等もさらにこれを十町歩にする、あるいは五町歩にするという必要が私は生じておると思うであります。

これをやらなければ、今日わが国の土地改良の事業といふ点から考えましても、いま大きな農政問題としては、所得の格差を縮めていくといふことが一つの柱であります。もう一つの重要な問題は、地域格差を解消するといふことであります。農山村、ことに山間部に及んで、採択基準を小さくしないければ、とうていその目的を達するわけにはいかない、こういう事情があるのであります。こういう点について、農林省においても、大蔵省と、かつて採択基準を引き下げるにつけていろいろ骨を折つておられたといふことでも聞いておる。私どもまた、いろいろ国会においてあるいは党といつても、そういう問題に努力して、採択基準を引き下げる、そしてだんだんと及ばない不幸な土地に対してもこれを

均でんする政策をとらなければならぬ
ということ、努力をいたしてまいつ
たのであります。そういう問題につい
て、大臣は、この土地改良法を改正す
るにあたって、法律の上ではそういう
問題はあらわれてはおりませんが、今
後採択基準をできる限り引き下げ
て、そうして恵まれない、今日残つて
おる地帯に對して、十分な國の制度の
恩恵に浴させようという方針をお持ち
になつておるのかどうか、そういう点
について大臣の御所見を伺つてみたい
と思います。

の大体半分くらい済んでおるのじやないかろうか。半分よりも少し済んでおると思いますが、だんだんこういう制度の恩恵の及んでいない地域に対してもこれをやるということをしませんと、ますます地域格差は増大してくる、こういう心配もありますので、これは特に御留意を願つて、政府といたしまして御考慮を願いたい問題だと考えます。

それから、私がこの際特に考えていいただきたいと思いまことは、維持管理の問題であります。維持管理の問題も、今度の制度の改正によつて、相当緩和されるものと私は期待をいたしております。しかし、今までの土地改良の原則から申しまして、一応の施設はやるが、あとで維持管理はすべて農家自信の負担である、あるいは農業団体自身の負担であるという原則に立つておつたのですが、今後の農業經營といふのはなかなか容易でありません。農業基本法におきましても、相当農業保護の考え方は出ております。したがつて、今回の土地改良法の改正も、農業基本法下においてふさわしい土地改良法の改正でなければならぬと思う。そういう観点から申しますと、さらにこれは維持管理についても、でき得る限り國なり地方自治体がこれらに対して救いの手を伸べる、あたたかい手を伸べるということではないと、この土地改良事業は、一応仕事はやりましても、これをりっぱに経営をして有終の美をなす、効果を十分発揚するといふことが、なかなか困難であろうかと思うのであります。この法律の改正についても、ある程度その点については考そられておると思うのですが、

○赤城國務大臣　せつから工事の完了した地区的維持管理等がおろそかにならぬといふような地帯も從来出てきております。そういう面で御承知のよろこびに、濛水防除といふような制度なども開きました。新たに二度目の土地改正是また今般の改正におきまして、維持管理等の申し出がありますならば、市町村が維持管理の衝に当たるといふような道も開いたわけであります。どうしても維持管理はおろそかになりがちでありますので、維持管理等におきまして十分やつていけるような指導といたしますが、そういう方面になお力を加えていきたい、こう思つております。

○小林委員　今回の土地改良法の改正は、この法律の条文における改正ということ也非常に大事であります。これはもちろん法律の改正でありますから、これに重点が置かれるべきだと思いますが、うのであります。もう一つ考えなければならない問題がある。

それは、今後わが国の農業を農家が經營していく上におきまして一番大きい問題といったましては、何といいましても、営農の問題だと思うのであります。今後開放経済下におきまして、日本の農業といふもの、やはり保護政策はあくまで行なわなければならぬのですが、この開放経済下における経済の実態に沿う方向に、わが国の農業も将来進んでいくということは明らかだらうと思うのであります。そろ

いう意味におきまして、どうしても済の実態に沿う農業の経営といふことは、これは避けられない情勢だと思います。そこで、あくまでそういう意において、営農の上におきましても、十分な考慮を払わなければならぬ。土宜改良を行なうにおきましても、たゞ基準ばかりではいけない。補助率アップだけでもいけない。今後農家は、農業を經營する上におきまして重要な問題をすべて考えてやらなければなりません。そういう意味において一番大事な問題は、土地改良をする上におきまして、あるいは圃場整備をする、あるいは耕地を改良していくといふやうな点からも、十分その点に留意いたしまして、たとえば農道をつけるといつても、今後は農業機械化の上において、将来ほかの産業と競争する意味におきまして、あるいはこの経済の最も効果を発揚するといふ農業經營の方向から考へて、農業機械化をいたしますにつきましても、最高度の農業機械化ということを考えた農方針を立てるべきであり、また構造改善等においても、これはまず第一の問題として考えなければならぬ問題だと思う。土地改良を行なうにあたって、そういう問題についても十分な配慮を加え、そうして農道をつくると、たしますと、将来いかなるりっぱな農業機械が入りまして、その運搬には差しつかえない、十分な効果を發揮できる——機械の変わったものが出てこれば農道から変えてからなければならぬというようなことのないように、いまからそういう深い考へのものとに、この土地改良事業と、いろいろのものをやつておく必要があると思うのであります。

者上らないにへつをふ等れわ・前土さらう土はいと械まとめなし見つらにそ令を

おる。一台平均二十万円として、これ
は膨大な数字になるわけです。ところ
が、多くの学者の一一致する意見とし
て、自動耕らん機はおよそ八〇%は
ロスだと言つておる。たとえば一町歩
に對しては一馬力ぐらいのものが適當
なんだけれども、能率があがらない
し、かつこうが悪いし、それから深耕
ができないので、平均すると大体五馬力
がくらいを使つておる。一馬力でいい
ところへ五馬力使う。そこへもつきて
て、農業団体がもう売らんかな主義
で、一町歩しかつくてない者にも二
十万円の自動耕らん機を売りつけるよ
うなことを現にやつておるわけです。
ね。そうすると、一台二十万円で買つ
て、ロスが八〇%とすると、ロスだけ
で二千四百億ということになるんです
ね。ことしの全農林予算が三千五百五
十数億ですが、そのうち食管特別会計
繰り入れの一一千二十六億を差し引いた
農林予算の全額に匹敵する機械のロス
が農民の負担になつておるわけです。
かくて加えて、ことしは四十五億の無
利子融資というもののおつくりになつ
たわけであります。そのうちの三十一
九億何がしといふものは、こまかい數
字を申し上げませんけれども、これが
機械導入のための予算になつておるわ
けです。一体農林省は、農民を貧乏に
するためにいろいろの政策をやつてい
るよう私には思えてならないのです
す。これは私は大臣によく検討をして
もらわなければならぬと思うのです
が、それはこういう關係があるのでは
ないか。たとえば從来の農機具スー
カーといふものは、おおよそ中小企業
であった。ところがこのころは、大
メーカーがしかもアメリカ資本と結託

をして進出をしてきておる。たとえば小松製作所といふのは、アメリカのインタナショナル・ハーベスターといふ会社と連携をとつて始めておる。川崎航空なども同じ会社と提携をしてやつておる。三菱日本重工はイギリスのマッセイ・ファーガソンといふ会社と提携をしてやつておるというふうに、大メーカーが農機具の業界に進出をしてきておる。それとタイアップするがごとくに、三十九億もの無利子融資をつくつて、これは四十五億になるわけですが、その中で機械の導入は三十九億何がしになりますけれども、そういうふうに農民に機械を押しつけることばかり考えておる。なるほど見た目では生産性は向上するけれども、経済性というものは全く無視されておる。こういう点について、農林大臣もいろいろとじやないのですから、農業を機械屋の食いものにだけさせるようなことに賛成されるのはずはないと思うのですが、これは私は日本の農政の大きな一つの盲点ではないかと考えるのですが、農林大臣の御所見はどうですか。

なし、その間寝かしておるのでござりますから、その償却をするということが非常にむずかしい。同じ機械を使つても、ほかの工場の機械なら、三百日でも使ってそれによって生産を上げたりしますから、いまの経済性というお話ばかりでありますならば、経済性が非常にありますわけでござりますけれども、農業においては、機械を使いましてもその機械を使つただけ、他の産業において使うによくいかないという本質を持つておるわけでございます。しかししながら、やはり農民といえども人間でございますから、重労働で一生終わらなければならぬというのははじめ姿でございます。やはり機械によつて重労働から解放される、こういうことは必要だと思います。汽車がきているのに、わらじばかりで歩くというわけにまいりませんで、やはり機械を使うということは、どうしてもそういう趨勢であり、必然的だと思います。ただ、機械を使う場合に、その機械が一年のうち何日かしか使えないものといたしましても、機械の使いいような基盤をつくつていかなくちゃならぬ、こういう意味におきまして、私は、土地改良といいますか、機械化に対しましても、先ほどからも話がございますように、農道にいたしましても、あるいは土地の集団化にいたしましても、あるいは水田地帯の乾田化にいたしましても、そういうことによつて、機械を使つただけの、使はば使つただけより効果があがるような基盤をつくつていい、こういう意味におきまして、私は土地改良なども非常に進めておるわけでございます。お話を出ました改良資金の四十五億のうち、三十九億が機

械導入資金で、機械屋のもつこ持ちをするんじやないかといふお話をあります。したがって、いま事務当局の調べによりますと、改良資金は新技術の導入で、機械に充てられるのはまずない、大型機械の運転費用に無利子の改良資金を貸し出す、そういう場合はある、こういうようなことを言つておりますが、それはいずれいたしましても、農業から収益が上がらないような人が多いのです。その多い人が機械を使えば使うだけ、機械化貧乏といふことばもありますように、そういう貧乏のはうに食い込む傾向があろうと思ひます。とはいもものの、やはり近代化作業を進めるという意味におきまして、機械屋のもつこ持ちでないような、何かアメリカと組んでいる機械をわざわざ高い金で買って入れさせるということは私はいたしたくないと思ひますが、正當に機械を使っていく、また機械を使うのに使いいいような基盤にしていく、それで少なくとも機械を使っていった場合のロスといいますか、いまロスの話が出来ましたが、ロスを少なくするということにはなお一そら留意していきたい、こう考えております。

時期的にも、ほかの産業と違つて稼働日数が非常に少ないものでありますから、それだけにいろいろな保護政策もありますけれども、それだけじゃなくて、この問題についてはやはり共同化をする。共同化と簡単に言うと調解を生みますけれども、機械の共同利用や共同所有というような体制に対する指導が足らないのではないか。ただ機械化されすれば生産性が上がるということで、従来はあまりそれに片寄り過ぎた。やはり生産性を上げることも必要だけれども、経済性を考慮しないものではだめなんだということをあわせて指導をしないと、いまのような間違った方向にいくおそれがあるということを言つておるので、そこでそれを防止するには、やはり共同所有の形態や共同利用の形態といふうに、何らかの形における共同の方向になぜもつと強く指導をなさらぬかということを私は言いたいのです。この点については、どうも農林省のほうの姿勢が、そういう合理的な経済性を考慮した指導が行なわれていないようと考えられるのですが、ここらあたりで、必ずしも予算措置だけではございませんから、ひとつ慎重に考えていろいろな点で手を打つてもらいたい。どうでしようか。
○赤城国務大臣 よくわかりました。お話しの点、私もそれを考えています。ことに先ほどから話が出ました、兼業農家のような耕作地の少ないものが機械を個人個人で入れるということになりますと、時間的にも、また費用でつてそれでやるという例があります。

す。こういう点は進めていきたいと思
います。また大型機械等におきまして
は、特にそういう形でいきませんと、
機械の償却費がかさんで、せつがく機
械を入れても、赤字になるといいます
か、困るような面があろうと思いま
す。いま行なつております農薬の共
同防除なども、まだ費用の点でも十分
だとは思いません。しかし、これも共
同化の一つとして、共同で薬剤を使つ
て害虫等の防除をいたしております。
そういう点は進めていただきたいと思
います。

の赤字、三十八年が四十三万五千円の赤字になつております。それと同じ時に、いま新潟市になつておりますけれども、新潟市の石山地区といふところに、これは七百万円以上の施設で、国の補助が二百数十万あつたわけですが、これも年々七、八十万円の赤字が出ております。それはずっと前の話です。ところが、今度全国でパイロット地区の第一号というのが私の県にできつた。このパイロット地区第一号のいわゆる頸城村のライス・センターは、昨年のものはどうしても地元で出してこ

調整する意味で、自主的にお入れになつたもの、それから今度の構造改善事業でお入れになつたもの、いろいろあると思いますが、設置された農協で一番懸念としておられる点は二つあります。一つは、そのライス・センターの規模相応の事業量の確保がなかなかむずかしい。と申しますのは、天候等の都合によって、天候が悪いときには非常に需要があふれるわけでございますが、ある程度天気なり、在来の方々で乾燥が間に合うときには出でこない。そういう意味で、計画的な

從来までライス・センターを設置された農協なり市町村で、比較的共通して言われる悩みであろうかと思ります。もう一つ、前には、そういうもので乾燥仕上げをする前提としての品種の統一の問題であります。もう一つ、前には、それを大きく入れて、その乾燥施設の必要性なり、栽培管理なりのやり方をだんだん改めていたたくというやり方もある

やらず、こういうのです。私はあとでこういう問題はいろいろ指摘しますけれども、官僚では権限的にも限界があるといふことだらうと思う。事務的にも限界があるといふのをやらずということはどちらかと思うのです。こういう点について、農民というよりは、むしろ農業団体の代表、その地方の政治家などは、補助金や助成金さえよけいもらえばよけいもらつてやつた人をえらい人のよくな錯覚を起こしているけれども、結果においては農民を苦しめている。いつ

んですけれども、もう少し聞いておつていただきたい。それは、農政局長に伺いたいのですが、最近の構造改善事業ですが、どうも悪口ばかり言って悪いようだけれども、水田関係ではどこでもライス・センターを置いていますね。ライス・センターというものはすでに試験済みなので、私は、こういう公の場ではないけれども、前の振興局が担当しておった當時に、課長に対し強く警告を発しておったのでありますけれども、ライス・センターといいうものは、かつて新農村建設のときにやりまして、どこでも非常に困り抜いておるわけです。たとえば私、二、三調べたのですが、私の地元に一つある。私は反対したのですが、できたのですね。これは相当な予算で、国から百七十万五千円の補助金が出るというところで飛びついたわけですが、施設全体で六百三十五万何がしかかっておるわけです。ところが、最近の年々の収支じりを見ると、三十五年が四十一万七千円の赤字、三十六年が七十九万四千円の赤字、三十七年が五十七万九千円

ふしら、一千万円の取引でござる。年々三百七千円の赤字が出ておるわけです。一つのライス・センターで三百七十万円以上も赤字が出れば、これははたいへんなことですよ。そうなるおそれがあるから、ライス・センターなどについては十分注意をしなさいよと。いうことを私はくどく言つてあつた。私は経験しておるから……。ところが、依然としてやはりこれは直つておらない。これは土地改良と関連があるから、私は尋ねるのですが、全国的にもライス・センターはほとんど赤字だということを聞いておるのであるが、局長は、一休黒字になつておるような運営が行なわれておるところがあつたらお聞かせを願いたいし、それから、どこもかもこういうふうに赤字が出来ます。新農村の時代に、農村の要請でお考えになつておるか、承つておきたまう。

の農家の間にできてこない。それからもう一つは、あいつた比較的大きな施設でございますから、連続的に使いうことが経済性を増す意味で非常に必要なことでございますが、現在までの習慣と申しますか、食糧の買入れの検査のやり方とも関連をいたしましてもうし、また、農家の共同体制とも関連すると思いますが、個々の農家ごとに口数を区分をして、一軒の農家の分が終わると、そこを一区切りつけて、次の農家の分に移る。ほんとうの意味のまとまったものをその機械の能率相応に連続して運転ができない。これがやはり設置された農協の悩みの一つだと思います。それからもう一点は、これは利用料金の問題だと思います。第一点とも関連をいたしますが、現状から言えば、利用料金をもう少し上げなければ無理だと思われます。よるな場合でも、やはり農家の労働力不足なり、早期供出なりの必要とのかね合いで、利用料金の適当なところへ設定することについて、なかなか利用者各位の御協力が得にくい。そんなようなことが、

整がなかなかつけにくい。したがつて、稼働率と申しますか、その施設としての稼働が十分にいかない。そのようなことが比較的共通の現状での悩みだろうと思います。私どももその点十分考慮いたしまして、そういう条件の整わないところに無理に大きな機械を入れるというようなことのないよう、十分指導上気をつけてまいりたいと思っております。

しがつかない。新農村建設時代からと
ういう状態だから、これはなかなか不
可能ではないかと思うのです。いま農
政局長が言われたよりなことも私ども
もよく調べておつて、大体納得ができる
のです。この点は、大蔵省あたり
も、政治家からやいのやいの言われる
だらうけれども、見通しのつかないも
のに金を出してはならぬと私は考えて
いる。結果において農民を苦しめること
になりますよ。

それから、ライス・センターの問題
で一番大きな問題は、土地改良との関
係だと私は思うのです。いまの構造改
善事業の予算が大体一億一千万円くら
い、多いのは二億幾らで、いろいろあ
りますけれども、そのうちで、土地改
良事業といふものは四〇%という一定
のワクがあつた。いまは若干考慮され
ているようだけれども、そうすると、
頸城、それからその前の石山地区でも
そうですが、大体一つのライ
ス・センターに百五十町歩くらいが適
当な面積だという標準ができるといふる
けです。ところが、この構造改善事業

の予算のワクの中では、せいぜい八十町歩か九十町歩しかできない。さつき農地局長が言われたような事業との割合いから見ると、結局そういうところへ落ちついてしまつわけです。そうすると、土地改良事業が八十町歩か九十町歩しかできないのに、百五十町歩を当てにしたライス・センターをつくるというところに問題があるではないか。だから、これはライス・センターだけの問題ではない。大型トラクターの場合は、そのほかいろいろな施設の場合でも、そのほかいろいろな施設をする場合に、往往にしてこういう誤りをおかしてきているのです。ですから、そういう関係は、さつき私が指摘したままで、生産性オソリード、経済性といふものを少しも考えていないかのようにわれわれには見える。これについては、やはりもつと経済性も加味し、合理化し、官僚は官僚なりでやはり自信と勇気を持って、将来性のないものにまで補助金を出したり、あるいは予算をつけたりするようなことのないような配慮が必要ではないか。私はもつとこの点について深刻な問題に触れますけれども、農地局長、どうですか。

○丹羽(雅)政府委員 ライス・セン

ターや、土地改良事業は、基盤の造成を

いたしておるわけでございますが、そ

の造成いたしました上に、いろいろな

共同利用施設なり機械が使われる。基

盤整備事業をやりましたことが究極的

な例としてあげられましたライス・セン

ターや、構造改善事業における土

地改良事業の大きさとのバランスの問

題でございますが、具体的な地区につ

いて具体的に検討させていただかない

と、ちょっとわかりかねるかと存じま

す。問題が一つあらうかと思います。

町歩か九十町歩しかできない。さつき農地局長が言われたような事業との割合いから見ると、結局そういうところへ落ちついてしまつわけです。そうす

ると申しますのは、構造改善事業といつ

しまして、村の中の一定の地域を区切

りまして、一億数千万で事業をやる。

その四割で基盤整備をやつておるわけ

でございまますが、最近の現象といたし

まして、特に東北地方等におきまして

の圃場の整備は、構造改善事業でその

地区の一部だけをやつたのでは目的が

達成できない。ついては、その周辺地

区をもつと広域的に土地改良事業で

やってくれないかといふ御要請が非常に

あります点では、固々きめ手にならない

点があります。と申しますのは、た

とえばライス・センターの場合でも、

計画上と申しますか、書面上見て

活動ができることを念願として、計画

の御相談にあずつておるわけでありま

す。計画上と申しますか、書面上見て

が先生のおっしゃるような効率のよい

活動ができることを念願として、計画

の御相

やつております。三十八年も同様に百八十を改定いたしておられます。三十九年度も同様の手段を通じまして、延滞が一年以上に及ぶものをケース・バイ・ケースで処理をいたしております。私どもいたしましては、今回土地改良法を改正いたしまして、先向きには弱い土地改良区が乱立することを防ぐという前向きの措置とあわせまして、うるさ向きの措置といたしましては、このケースに精力的に努力を続けてまいりまして解消をはかりたい。最後に、どうにもならぬものが出来た場合に、これをどうするかというところは、別途の立場から考える必要があるかと思いますが、結局金融の問題が中心でございますので、そういう角度で、賦課金の徴収の円滑化という角度で、個別の努力を三十九年度も継続していくいただきたい、かように存じております。

結果にもなりかねないということです。努力を続けさせていただきたいといつては、これを再々申し上げておつたわけでもあります。が、いまのところの問題としては、結局どうにもならないものというのではなく、いろいろ形で出て来ているかということについては、まだ結論が出ておらないわけですが、いまのところの問題としましては、内情の争いが弱って、これが強化することによって前進したものと、滯納処分等をやって、ともかくもくことによつて解決したものと、追加工事の実施、内紛の解決、土地改良区の財産の処分というような形で解決したこととしておるもの等ございまして、いまのところ、まだ分析後の正確なお話ではございませんで、私の感じでござりますが、一つの大きな問題は、災害が累積したというようなケースについては、これは人間を変えて、あるいは財産を処分してもといふようなまのやり方で解決できるかどうか。非常に災害が累積しました土地改良区の問題、これらの問題につきましては、何か別途の検討が必要ではないかと、いう感じを、まだ分析完了ではございませんが、感じておる次第でござります。

をして、それがためにセメントを塗り粘土を入れたりで、ずいぶん余金を使つたのだが、ついに使いものにならない、こういう問題がある。ここは作面積も少なく、その地方に別に丁があるわけでもないので、小規模の作者で参つておるのですね。どうにならない。

それからついでにちょっとと申し立ておきますが、もう一つのものなは、これは下賃土地改良区といふところですが、これも大した事情ではないのですけれども、関係者が少ないために大混乱におちいつておる。その結果責任者の一人が自殺をする、「一人は一度のノイローゼになつて、全く魔人なつておる、一人は夜逃げをして行え不明になつておる。こういうようう事態を生んでいるわけです。それが私も、実は国会に出る前に、小さな地改良区の役員をやつておつたのであります。私のところもだいぶ被害を受けたのですけれども、私の隣の部落では、やはり組合長が自殺をしました。」そういう場合に、その責任はだれが負うべきものか。国営の場合には大臣が責任を負うのか、県営の場合には県知事が責任を負えればいいのか、団体営の場合には団体の責任者が自殺をすれば済むのか、自殺しても済まないわけです。そぞ場合に、その責任は一体どう負うのか。たくさんのお借が残つておりますが、それはやはり關係農民が負担をしてくるわけです。これは究極的にはどこに責任があるのか。一般の建築工事、建設工事のような場合には、その設計者が相当の責任を追及されるということを聞いておるけれども、土地改良事業の場合におけるその責任の所在を明

かにしておらいたい。いま申し上げるような問題を處理する上において常に重要な問題ですから、伺つてたい。

○丹羽(雅)政府委員　たいへんむろしい御質問で、十分考えて御答弁を上げたい問題でございますが、御のようによく法律論的に申し上げますば、県営土地改良あるいは國営土地改良は、計画の概要をつくって、工事をつくづくして、そのものは國なり県が立てるわけですが、御いざいますから、具体的な工事の計画の責任は國、県はあろうかと思ひます。

だた、いまちょっと佐渡の琴浦の話が出ましたか、これは防災のためだつたと思いますが、これが土地改良法の手続をとつているかどうかちょっとわかりかねますが、一般的に排事業等でこういう手続をとつければ、そういう問題があろうかとする次第であります。

団体事業者につきましては、団体計画を立て、技術者の技術援助等を求めることがあるわけであります。技術援助を県庁等に求めました技術のままでやられているか、それによらない場合等、ケース・バイ・ケースの問題があらうかと存じますが、法律的にはそういう関係に相なろうかと存ずるわけでござりますが、ため池をつくまして、うしろが地山であるとか、の地区的ボーリングのしかたがどうあつたとかなかつたかとか、技術的その損害を及ぼしました責任関係は、なかなか明確に判断できかねる例が多いようでございます。

法律論的あるいは形式的責任は、おきに承知申しあげます。されど、具体的な問題は、何か別途の方法で決するという方向で努力してまいり、かように存するわけです。

○石田(宥)委員　ただいまの問題を制局としては、法律上の責任はどうあるのですか。

○吉國政府委員　ただいま農地局からお答え申し上げましたように、具体的な場合によりまして、いろいろ責任関係の归属は異なることがあります。第一に問題になりまする点は、責任を存じますが、本件のような場面で故意、過失が一つの要件に相なることですが、故意の場合は別としまして、その設計をいたすにつれて過失があるかどうかということにつきましては、これは認定上非常はずかしい問題があるわけでござります。

一般的に過失と申しましても、このような設計をなすについて、通常要せられるような土木工学的あるいは業土木的な一般的知識を有する者も定いたしまして、そのような者がふたとして、はたしてそういうようち設計をしたであらうかどうかといふ点から究明してからなければなりませんので、過失の認定が非常に困難ではないかというような点がまず等問題にあります。

第一の点といたしましては、国なり都道府県なりが関与いたしております場合には、場合によりましては、これは突き詰めれば、国家賠償法によつて國なり地方公共団体なりが賠償の責任を負う場合も、理論的にはあり得るかと思ひますけれども、ただいま農地局長から申し上げましたように、いろいろ具体的な場合があると存じますので、特定のそれぞれの事案につきまして、また詳細な事実の究明の上に立て検討しなければ、一般的に申し上げればそのようなことでございますけれども、具体的な場合につきましては、軽々に判断することは非常に困難な事柄であろうと思っております。

○石田(宥)委員 農地局長は行政官で

理するかということを考えるわけですけれども、法制局のほうはある程度や

り法律上の見解を明らかにしてもらわなければならぬので、いまのよう

度から伺いたいと思うのですが、これ

は農地局長、国営はもろん國の責任

でおやりになるのですから、農地局で

判断されておやりになるわけですが、

県営の場合、団体営の場合、ことに特

殊立法などで行なわれるところの土地

改良事業に対する補助助成をする場合

に、手放しでただおやりになるとは思

わない。私ども団体営をやりましたけ

れども、やはり農林省が金を出すの

に、査定をしないで出すとは考へられ

ない。金を出すというときに、その査

定についてはどういう責任があるので

すか。

○石田(宥)委員 大蔵省もどの程度ま

で査定をされるか。やはり大蔵省も補

助事業として申請してまいり、その

申請に対しまして、その設計が妥当であるかどうかということにつきまし

て、補助金を出す役所が見る義務は當

然あるわけでございます。ただ問題

は、たとえ全然土質の調査もしない

で出てきておるというようなことがあ

れば、土質は調査しておるか、それか

ボーリングはやつておるかといふよ

うな意味のチェックはあるわけでござ

ります。たとえばボーリングのしかた

が不十分であるかどうか、自分が行つ

て、このため池は地山であるかどうか

というようなことまで確かめて、補助

金を出すべきであるかどうか、そちら

辺のところに相なりますと、問題はあ

るかと存じます。設計が技術的に行

政厅、県庁で申しますれば県の設計担

当の人間が、在来一般的にやります調

査設計の上につくってきた設計であ

るかと存じます。設計が技術的に行

政厅、県庁で申しますれば県の設計担

当の人間が、在来一般的にやります調

農民がほとんど知らぬうちにきつまつてきただけであります。だから地元の農民にわかつてきただけで、ストップせざるを得なくなつた。すでに相当な予算が使われておるわけでありますが、どうにもならぬない。しばしば規模を縮小したり計画変更で、何とかいままで投下したものを作成したいということとで協議が行なわれておりますが、将来の見通しは立たません。

いうのが、これも事業の途中でストップ。これはストップしてから三年、いずれも地元農民の納得のいかないままに工事に着手した。農民にその実態がわかるにつれて、反対が強くなつて、ストップせざるを得なくなつてきた。しかも、いすれもが農氏の納得がいかないことはもちろん、土地改良区の役員さんもよくわからなかつたけれども、一部の政治家が中央に働きかけて、農林省を動かして認定をとつた。こういうケースです。

私は先ほど別の問題でちょっと触れただのでありますけれども、そういうふうに農民によく理解と納得がいかないままに、しかも、ときには、県の事務局などは、それは適切なものではない、かなり技術的にも欠陥がありますと指摘した場合でも、何かそらい政治家が中央に圧力をかけて、認定をすくるわけです。そういう点、皆さんに圧力をかけてやらせたものの道義上の責任もさることながら、技術的に事務的に自信のないものを踏み切らせて予

私は追及されなければならないと思ふのです。決して責任なしとは言えませんけれども、全国的に無数にござる性質の事業です。なぜ一体、地元の有力な人が圧力をかけたら、それに同様的、内容的に、事務的に、技術的に不完全なものを見認定するか。それはやはり官僚の責任は免れないと思ふのです。どうですか。そういう点について、時間がないから、一々中身まで申し上げませんが、農地局長、ひとつ従来そういう問題について反省をさわげたことはありますか。

○丹羽（雅）政府委員 私、非常に反省をしておるわけであります。そもそもは土地改良事業が、戦後食糧増産のため非常に争つて各地で事業のやりつことといいますか、陳情といふものが非常に強くございました。そうしていま二ヵ所の羽茂、中条をあげられましたが、それ以外の地区でも私の頭にあるものは數ヵ所ござります。それで、一体土地改良法の手続をどうしたのだということを、実は数年前からこの問題について関係者に問い合わせをさせておるわけですが、時代が移り変わりましてして、関係者がみんな変わつておるわけですが、私の個人的なそれを通じて感じましたことは、どうもせつからく土地改良法があつても、ある時点まではこの法律を守られていましたが、この法律を守らなければなりませんが、いかなる方のいかなるお話をあつても、絶対採択はしない大憲法を掲げており

ます。しかも、法律上は三分の二といふことなどざいます。三分の二でも運用上はやつておりません。三分の二でやつて納得がとれたように思つておも。実際問題として數年たつとごたんたいたします。したがつて、少なくとも全体として七割なり八割をこすようにな。かつ、その同意率も、各村、部落までできるだけ均衡をとつて、高い同意率がとれるまでは何べんも突き返すといふことは、責任を持つてやつております。同意のとれない案につきましては、地区採択の審査の過程におきまして、失格の第一条件といたしておるわけでございまして、この点は、過去におきましてやはり食糧を急いで増産をしたいという時代の、必ずしも悪意ではない、そういう時代の流れもあつたかと存じますが、やはり農民關係の負担が最終的に非常にトラブルのもとであり、かつ、やりかけてもめてストップしておるということは、国家投資としても非常に問題でござりますので、三十五年以来、この土地改良法の手続、同意の判この問題につきましては、最も厳正に実行いたしておる所存でございます。ただ、何分にも過去のものにつきましては、それでも解決をいたしません。そこで、過去におきましてこういう姿に相なりましたものにつきましては、非常に苦慮いたしておるわけでございますが、やり方を変え、たとえば一部を土木道に回す形において、性格を使い直してみますと、たとえば農民負担は軽減される、どういう形で再開に踏み切るというような事例もございます。一方公庫等に關しましては、事業がそういう形でストップいたしておるわけでござりますが

非常によく承知いたしておるところをござります。ただいまもそんした問題について深く政府を御追及になり、またそれに対する先生のお考へをお聞かせ願い、政府の考え方と先生の御指摘の考え方と、あまり食い違つてしまふことを私もたいへん喜んでおります。これにあわせて、事業中止になつておるところについて、不振土地改良性と同じような考え方で政府は処すべきであるといふ御指摘でございますが、私はもつともだと思ひます。そうしゃら区と同様の御指摘でござりますが、ことを政府は誠意を持つて考へ、処すべきであるからにはならないと思ひます。せつから御注意でもあり、御指摘でもござりますし、そうしたお考へはきわめて適切と考えますので、今後十分誠意を持つて善処するようになっていきたいと思ひます。

というものは公のものであると私どもは理解しておる。しかし、揚水機等で、一たんある用途に用いるために、土地改良団体があげた場合には土地改良団体のもの、上水道として揚水をした場合には、これは上水道管理者である県なり市のものといふうに理解していいのではないか、こう私は考えるのですが、どうですか。

題でございますが、河川の水を利用する場合に、その水の利用の内容がいかなるものであるかということによつて、先生の仰せられました場合は分かれてくると思います。例をもつて申上げますならば、たとえば発電用に水を利用する、このために、現在の河川法でござりますならば、十八条の許可を受けまして、水利権を得て電力会社が水を利用する、この場合には、水を水流として一定の支配に服せしめて、流水のエネルギーを電流に変えて、これを産業上あるいは民生上に利用するための電力として供給するということでござりますので、この場合には、水のものを支配するわけではございませんで、いわば水のエネルギーを利用するためには水利権を獲得しておるということでござります。ところが、水を原料として、たとえば苛性ソーダを製造するというような場合に、これもたぶん河川法上の水利権ではないと想います。この場合には、所有権の対象としてその水を消費するわけでございまして、そのように水の利用にも消費的な利用の場合と消費的でない場合とございま

すので、それがいわば所有権の対象になるかどうかといふようなことで差が出てまいります。いま仰せられました、たとえば揚水機によつてあげられたものであるかどうかという点にかかりますが、これらもその利用の態様によりまして、場合によつては所有権の内容になる場合もございましょうし、あるいは單にその水の一般的な効用を利用するといふにとどまる場合もあるかと思ひます。そのように水の使用の態様によりまして、個々の所有権と申しますか、一般の私人の私有物と申しますが、そういうものになる場合とならない場合とがあり得る。一番端的な例を申し上げますならば、たとえば地下水をくみ上げてこれを飲用に供する、これは一般的に自由な行為でございますが、その地下水をくみ上げて飲用に供したり、あるいは洗たく用に供する場合には、その井戸を設置した人の排他的な支配のものとござりますので、これは所有権の対象になつておるといえると思ひますけれども、一般に河川の流水につきまして、これを取水するかどうかといふ、その態様の内容によりまして、私法上の所有権の対象になる場合とならない場合とがあり得るといふに私どもは考へております。

が、そのような場合に、上水道の水として、河川法第十八条の許可を受けまして河川の水を取水するという場合は、これは水をそれ自体として使用する者に供給するためのものでございませんので、上水道が上水道業者の排他的な支配のもとにあるということでお水道の施設に入れました限りにおきましては、その上水道業者の公の支配のもとにあるといふように考へられると思ひます。

○石田(看)委員 かんがい用水はどうです。

○吉國政府委員 かんがい用水の場合も、たとえば土地改良区で設置した場合、あるいはその地方公共団体がかんがい施設を設置した場合もございましょうし、また私人が設置した場合もございましょうが、公の河川から取水をいたしました以後においては、これも一定の排他的な支配のもとにあるといふように考へるべきだと思います。

○石田(看)委員 上水道の場合、河川法第十八条の許可による。かんがい用水の場合も許可を得たものと得ないものとあるのです。そこで、いま河川法の改正とも関係があるわけですが、農地局長、全国で河川からかんがい用水として取水をしておるものはおおよそどれくらいあり、その中で、十八条の許可を得てあるものがどれくらいあるか、御調査になつておるはずでありますから、伺いたい。

○丹羽(雅)政府委員 後刻申し上げます。

に原則として相なつておると思ひます。従来の河川法施行前の河川法施行規程によりまして、許可による水利権とみなすということに規定いたしておられますので、河川法の適用のことになります一般河川及びその準用河川につきましては、いわばすべて水利権によつてかんがい用水が取水されているということに相なると思ひます。

○丹羽(雅)政府委員 後段の許可を受けておるもののがどのくらいあるかといふ御質問に、まずお答えさせていただきます。実は全国の河川は、準用河川を含めますと膨大な数に相なるわけですがございますが、私どものほうで主要河川六十水系、正確には五十七水系について申し上げますと、取水の口数一萬七千九百口のうちで、河川法による許可、条例による許可を受けております。それが三千三百七十三ござります。したがいまして、一万四千六百近いものは許可を受けておりません。その根拠を洗つてみますと、判決、調停、契約、古文書等ございますが、ただ事実行為として水利用をやつておるというのが一万三千八百でございます。それから河川から直接水をとつておるものほどのくらいあるか、いまちょっと調べまして、間違つておりますから訂正いたします。

る、こういう答弁です。私は、その点非常に心配をするわけです。許可を受けたものは非常に少ないわけで、許可を受けないもののほうが圧倒的に多いのであるが、それは慣行水利権として、不文律でかんがい用水に使つてきています。今度河川法が改正になると、その点は一体どうお扱いになるのか、これは河川局次長さんにひとつ伺いたい。

○丹羽(雅)政府委員 先ほど三割と申しましたのを訂正させていただきます。水源別の面積、つまり、かんがい面積がいかなる水源によつてまかなわれているかという割合の調査で申し上げますと、三割と申しましたのが逆でありますて、ため池、地下水、溪流、天水田によるものが三割でありまして、河川、湖沼から水を水源として受けられるものが七割、七〇・六%といふことに三十年の調査で相なつております。

それから、あとで建設省からお話をございますが、私がただいま河川法により許可を受けた、条例により許可を受けたと申しました以外の部分のものにつきましては、現行河川法におきましては、勅令で、現に許可を受へべき事項についてこの法律施行の際に現存するものは河川法の許可を受けたものとみなすというみなしの規定がございまして、慣行水利権は、みなし規定によりまして許可を受けたものとみなされておるわけでござります。今度の改正法におきましても、この関係は変更しないという形におきまして、建設省とお話し合ひして法律をつくつておる次第でございます。

ますものは、河川法に基づく規制でございまして、先年砂利採取の規制の必要にからがみまして、特別に土地の掘さく等に関する砂利規制の政令を制定いたしました。それでもって建設者は規制いたしておるわけでございます。そうして、非常にその害の著しいといふ場合におきましては、先ほど申しましたように、砂利採取の禁止といふことにいたしております。

○石田(宥)委員 その問題は、末端ではもう著しい被害が出ておつても、やはり業者の圧力が何かでなかなか禁止できないでおるのであります。それがために、農民が全部その被害を現実に受け

ておるのであります。私はその事情を知つておるので、砂利採取法について

は、形は通産省が出しておるけれども、建設大臣が要求して、そしてあ

るところです。私はやはり河川管理とい

うのはそういう面をも——必ずしも

治水オソリーダムではないということを河川

局長は前に何回も言つておるのであります。

それならば、利水も考えるといふなら

ば、いま申し上げたように、砂利採取

のために河床が低下して、自然に流れ込んでおつた水が全部ポンプアップを

しなければならないような事態になつた場合に、だれかその処理をするのが、もっと指導性を發揮すべきじゃないか

ということを言つておるのであります。

○国宗説明員 砂利採取法は、その当

時のいきさつ詳しく述べませんが、必ずしも建設省が要求して出したもの

とは考えておりません。この砂利採取

法につきましても、技術責任者を置き、あるいは公益を保護する等の規定を置いて、できるだけ公益、すなわち、河川においては河川の害を生じないようという配慮が払われておるようですが、私どもは河川法に

よつて砂利採取業者の砂利の採取を許可するものでございまして、規制につきましては、河川法の規定でもつて取

り締まっていきたい、かのように考えておるわけでございます。

○石田(宥)委員 その点は、実は河川

局長と何回も議論をしておつて、治水

オソリーダムではありません、こう言つておるので、おそらくそういう点は大臣

は、治水オソリーダム。局長がはつきり

は、治水オソリーダムではありませんと言つておるのだから、もつと指

導性を發揮すべきじゃないか。なるほど河川管理上は河床が下がれば下がる

は、どういのですよ。けれども、それが

農地に非常な、いま申し上げたような

被害が起つては困るじゃないか。そ

ういう場合には、程度の問題だから、やはり河川管理者としては、もつと指

導性を發揮すべきだということを私は

言つているのですよ。あなたは何かこ

だわつておるよだから、別に大臣に

も、建設大臣が要求して、そしてあ

るところです。私はやはり河川管理とい

うのはそういう面をも——必ずしも

治水オソリーダムではないということを河川

局長は前に何回も言つておるのであります。

それならば、利水も考えるといふなら

ば、いま申し上げたように、砂利採取

のために河床が低下して、自然に流れ

込んでおつた水が全部ポンプアップを

しなければならないような事態になつた場合に、だれかその処理をするのが、もっと指導性を發揮すべきじゃないか

ということを言つておるのであります。

○国宗説明員 砂利採取法は、その当

時のいきさつ詳しく述べませんが、必ずしも建設省が要求して出したもの

とは考えておりません。この砂利採取

法につきましても、技術責任者を置

き、あるいは公益を保護する等の規定

を置いて、できるだけ公益、すなわ

ち、河川においては河川の害を生じな

いようという配慮が払われておるよ

うであります。私どもは河川法に

よつて砂利採取業者の砂利の採取を許

可するものでございまして、規制につ

きましては、河川法の規定でもつて取

り締まっていきたい、かのように考えておるわけでございます。

○石田(宥)委員 その問題は、末端では

もう著しい被害が出ておつても、や

り業者の圧力が何かでなかなか禁止

できないでおるのであります。それがため

に、農民が全部その被害を現実に受け

ておるのであります。私はその事情を知つておるので、砂利採取法について

は、形は通産省が出しておるけれども、建設大臣が要求して、そしてあ

るところです。私はやはり河川管理とい

うのはそういう面をも——必ずしも

治水オソリーダムではないということを河川

局長は前に何回も言つておるのであります。

それならば、利水も考えるといふなら

ば、いま申し上げたように、砂利採取

のために河床が低下して、自然に流れ

込んでおつた水が全部ポンプアップを

しなければならないような事態になつた場合に、だれかその処理をするのが、

もっと指導性を發揮すべきじゃないか

ということを言つておるのであります。

○国宗説明員 砂利採取法は、その当

時のいきさつ詳しく述べませんが、必ずしも建設省が要求して出したもの

とは考えておりません。この砂利採取

法につきましても、技術責任者を置

き、あるいは公益を保護する等の規定

を置いて、できるだけ公益、すなわ

ち、河川においては河川の害を生じな

いようという配慮が払われておるよ

うであります。私どもは河川法に

よつて砂利採取業者の砂利の採取を許

可するものでございまして、規制につ

きましては、河川法の規定でもつて取

り締まっていきたい、かのように考えておるわけでございます。

○石田(宥)委員 その問題は、末端では

もう著しい被害が出ておつても、や

り業者の圧力が何かでなかなか禁止

できないでおるのであります。それがため

に、農民が全部その被害を現実に受け

ておるのであります。私はその事情を知つておるので、砂利採取法について

は、形は通産省が出しておるけれども、建設大臣が要求して、そしてあ

るところです。私はやはり河川管理とい

うのはそういう面をも——必ずしも

治水オソリーダムではないということを河川

局長は前に何回も言つておのであります。

それならば、利水も考えるといふなら

ば、いま申し上げたように、砂利採取

のために河床が低下して、自然に流れ

込んでおつた水が全部ポンプアップを

しなければならないような事態になつた場合に、だれかその処理をするのが、

もっと指導性を発揮すべきじゃないか

ということを言つておるのであります。

○国宗説明員 砂利採取法は、その当

時のいきさつ詳しく述べませんが、必ずしも建設省が要求して出したもの

とは考えておりません。この砂利採取

法につきましても、技術責任者を置

き、あるいは公益を保護する等の規定

を置いて、できるだけ公益、すなわ

ち、河川においては河川の害を生じな

いようという配慮が払われておるよ

うであります。私どもは河川法に

よつて砂利採取業者の砂利の採取を許

可するものでございまして、規制につ

きましては、河川法の規定でもつて取

り締まっていきたい、かのように考えておるわけでございます。

○石田(宥)委員 その問題は、末端では

もう著しい被害が出ておつても、や

り業者の圧力が何かでなかなか禁止

できないでおるのであります。それがため

に、農民が全部その被害を現実に受け

ておるのであります。私はその事情を知つておるので、砂利採取法について

は、形は通産省が出しておるけれども、建設大臣が要求して、そしてあ

るところです。私はやはり河川管理とい

うのはそういう面をも——必ずしも

治水オソリーダムではないということを河川

局長は前に何回も言つておのであります。

それならば、利水も考えるといふなら

ば、いま申し上げたように、砂利採取

のために河床が低下して、自然に流れ

込んでおつた水が全部ポンプアップを

しなければならないような事態になつた場合に、だれかその処理をするのが、

もっと指導性を発揮すべきじゃないか

ということを言つておのであります。

○国宗説明員 砂利採取法は、その当

時のいきさつ詳しく述べませんが、必ずしも建設省が要求して出したもの

とは考えておりません。この砂利採取

法につきましても、技術責任者を置

き、あるいは公益を保護する等の規定

を置いて、できるだけ公益、すなわ

ち、河川においては河川の害を生じな

いようという配慮が払われておるよ

うであります。私どもは河川法に

よつて砂利採取業者の砂利の採取を許

可するものでございまして、規制につ

きましては、河川法の規定でもつて取

り締まっていきたい、かのように考えておるわけでございます。

○石田(宥)委員 農地局長、どうです

そこで、道路のような場合、ことに

排水の場合には、今度は法律改正が行な

われまして、先ほど小枝さんが質問を

されたのではないかと思うのですが、

それましても、私がおくれてきて承らなかつたのでありますけれども、排水の場合には、

五メートルないし五・五メートル、これからの新しい大機械を入れるには

当然のことありますが、そういうふ

うに道路の拡幅をやりますと、完全な

道路になるのだから、どうしてもそ

こができるといふ規定なんですね。

本来私どもは、この点は、負担をさせる

ことができるということならば、いま

は、なかなか車が通れない農地改

良区のものだから、ほかの車は通さな

いといふこともできるかも知れないけ

れども、そういうわけにはいかない。

ところが、その維持管理費というものが

全部農民の負担になつている。

それからもう一つは、排水事業の場

合ですが、これは厳密には二つに分け

られます。これは、これは農地改

良区その他の農地のための排水事業が

あります。これは、これは農地改

地改良事業の地元負担を市町村に肩がわりするということを直接のねらいとするものではないといふ点については、先ほどの自治省からのお話をとおきであります。ただ問題は、そのすべてではないのでございますが、特に政令、省令できめます排水事業等につきまして、実態として明らかに市町村内の非農民が受益する実態が相当ある場合につきましては、市町村がある程度負担をするということについて御検討を願えないと、いう話を話し合いをしておいたしております。政令段階で最終的にお話を詰めることになつております。全部の場合ではございませんが、問題をそういうふうに限定いたしまして場合には、もしかりに非農民との関係で負担をある程度市町村・公共体が持つという実態が出てまいりました場合の問題としまして、これを基準財政需要なり起債なりの問題上の扱いについていかにするかということにつきましては、今後自治省とも十分御相談をいたしたいと存じておるわけでございます。私どもの希望といたしましては、先ほど基準財政需要のお話をされましたが、これがごく散発的に全国の市町村に出るような場合は、いまの基準財政需要のたてまえ上、織り込むというのもなかなか困難でございます。その実態等とのかね合いもございましょくし、あるいは起債の問題等とのかね合いまるあろかと思います。これは起債になじむかどうかという問題もござります。要は、限定をいたしました排水事業と、非農民に非常に反射的効果、実体的効果のあるものの市町村負担の姿及びその扱いにつきましては、実態をよくとらえまして、自治省と十分誠

○石田(省)委員 大事な政省令ですが、まだできていないのですが、何處で、公共施設、それから道路等については、これは含まないというような取扱いをするのではないかと言われておるのですが、以上申し上げましたとおりに、そのための排水の負担を農民百姓がしなければならないというよくなつた、こういう不合理を今度解消するのをこの法律の改正でなければならぬと思うのですが、その点、ひとつ明らかにしてください。

どもはいま地方公共団体をはずしたらどうかという一応の制度にいたしております。その点につきまして、それにかけたつていいではないかという御意見が関係団体等にはあるわけあります。しかし、なお十分検討いたしますが、市町村がまた同じ市の学校に受益があるからといってかけるのも、自分とのさいふの問題にもなるわけでありますから、いかがなものであろうか、かのように考えております。検討事項でござります。

○石田(有)委員 市町村が負担をした場合、さらに学校その他のものが負担をする、こういう点は、これは合理的に統一すべきだと思うのです。それだけに、やはり基準財政需要額の中に算入すべきものであろうと私は考へる。それからもう一つは、起債の場合ですが、財源がない場合には起債によるほかはない。起債を許可した場合には、当然平衡交付税を見るといふような措置が考えられなければならぬ。二段がままで考えられなければならないと思いますが、いま農地局長のほうが何か弱腰でふらふらしているようです。それでは自治省のほうが、それは基準財政需要額で、平衡交付税で見ますなどということは言わないにきまつておるわけです。これは政省令がまだ固まっていないことですかねども、こんな不合理な話はありませんよ。道路や学校や工場敷地や宅地までの排水を全部農民が負担しなければならないなどという不合理な話が一体ありますか。地方によつては半分人のものを負担しているのですよ。七千町歩の土地改良団体が三千町歩も自分の関係のないところの排水を行なわな

ければならないなどといふ不合理がありますか。どうも今回の改正は中途なんばなんです。これは地方公共団体対してちつとも義務づけをしていなのです。これはもつと明確にすべきと思うので、場合によってはこれは党の皆さんとも相談をして、地方公団体に義務づけしなければいかぬと。いまのよろんな弱腰では農地局長認めですよ。出直さなければだめですよ。

はないわけでございまして、御質問はおとおり、基準財政需要は単価に表現されますので、全国の町村に均てんしまる問題でございます。かりに半数であれば、基準財政需要に辻込むということは、必ずしも当該区域に於ては——なお、市町村にお願いしてお合せまして、その裏づけ問題については、市町村議会というものが、市町村民の判断をしてくださるという前提をとつて、市町村にそういうことをお願いしているわけでござりますので、その実態に合わせて財政的づけの問題は、自治省とくと御相をいたしたい、決して弱腰というふうではございません。筋を通して御相したい、こういう立場で申し上げております。

○石田(有)委員 これは局長ちよつと弱いようだから、政務次官もバッファップしてひとつやつてください。それから河川局次長がお忙しいのですが、今度の河川法改正で、排水いうものも、これは一定の規模がやりあらしよられども、国の負担を行なうことができる考え方られるのですが、どうですか。

○国農説明員 排水事業におきましては一定の採択基準がございますが、共事業として採択しております。

なお、先ほどの私の質問のうち、利の規制区域を設け、計画河床高をけて規制いたしますなどの目的は、水の疎通をはかることがおもな目的ではなく、橋梁の足、護岸の根、その最も大事な農業の取水口の安全をはるための規制でございまして、必要

る場合には積極的に床どめ、帶工等の河川工事として採択いたしてあります。かような趣旨でござりますことをつけ加えます。

○石田(宥)委員 どうもさつきの答弁はおかしいと思っておったのです。まあそうでなければならぬわけです。

次に、もう一つだけ伺いたいのです。が、今度は弱小土地改良団体の合併といふ点私には申し上げておるように、私の地

の何が標準をつくらなければならぬのではないか、そしてその限界を越すものについては特別な措置を講ずる、こういうふうな救済規定が何かできないと、不振土地改良区の再建などには非常に支障を来たしておるようだ。思ひのですが、この点についてはいかでよろしくお考えになりますか。非常にむずかしい問題だけれども、これはひとつこれから努力をされて何かの標準を見出していただきたい、そして農民の負担を過重にしないような措置をお考え願いたいと思うのです。

よつても違つてしまります。こういふ問題いろいろの問題に当面いたしまして、單純に經營体の姿、あるいはそことの間に植えます作物のいかんにかかわらず、反当幾らといふものさしでならないできるかもしないのです。そのうえのさし以上のものをこういう時代には考えて、國のあり方あるいは県の間を持ち方、そういうものをやはり考えいくべきではなからうか、こういふはずかしい問題に当面いたしておるわざでございます。不振土地改良区等でござ過去におきましては、これは反当何でございました。毎年払うのは無理だから、この線で金融機関その他との間の延納の基準にするというのをやりました。例は、先生御承知のとおりでございます。それをそのまま土地改良事業の採択基準として、決して場当たりの答弁ではないでございませんで、真剣に考えておるところでござります。明快なる基準といふものをまだ求め得ない実態でございます。

もあるのだけれども、しかし、いかなる場合といえどもやはりこの程度以上は負担にならないよう配慮をするのだということが言えるか言えないかともうと思うのです。これは角屋君も触れたのですけれども、國営事業、県営事業、団体営事業をいまセクト主義でやるといって、農地局でいろいろ考えておられるようだけれども、何といつても從来のものはまだばらばらですね。だから國営事業の説明だけ聞いて、自分の農民の負担は反当三万円でいいと思つたら、そのあとで県営事業の説明を開いたら、また三万円負担しなければならない、それがいいだけなんだと、今度は団体営事業でまた三万円負担しなければならぬ、こんなことだったらやめたほうがよかつたといふようなことで、途中でストップしてしまう。投下資本が全部寝てしまつて、事業半ばに放棄するといふような事態がたくさん起つたわけですから、私は、やはり積極的に土地改良事業を進めるには、そういう面もあわせて検討されて、いまお話のように果樹地帯などは、これは畑かんなんかの場合は相当高くとも一回差しつかえございません。しかし、それにも一定の限界がなければならないわけですから、そういうものについての標準的なものをやはりお考えを願わないと、これらの土地改良事業は進めていけないのではないかと考えますので、これからひとつ取り組んでいただきたい。

きょうは実はいろいろまだ欲ばつござりましたが、たいへん長くなつて縮でしたけれども、私の質問は以上終わりますが、終わるにあたつて、務次官からいま私が申し上げたよろしくについて積極的な施策を立てていよだくようだに、大臣とも御相談を願い、いと思いますが、この点は所見がおりであろうかと思うので、一言承りたいと思います。

○丹羽(兵)政府委員 ただいままでの田委員からの土地改良事業の推進、いろいろことは最も大切なことでございますが、その推進について、こうしなければならぬ、こう進めなければならぬと、根本的にきわめて適切な御意見を聞かせていただきました。私は、静かに御意見を拝聴いたしておりますと、御指摘のように進めていかねば、これは完全な土地改良事業の推進はできない。同感するものであります。大臣ともよく相談して、あなたの御意見を十分入れて推進するように善処しとのおことばでござりますから、私は誠意をもつてそらした方向でいけるとうに政府として努力をいたすことをお誓い申し上げておきます。

○高見委員長 この際、芳賀貢君から資料要求に関し発言を求められておりますので、これを許します。芳賀貢君。

○芳賀委員 番議の都合に必要な資料を要求いたします。

第一は、改正案に伴う土地改良事業の長期計画、これは正式には法律が改正された暁、農政審議会にはかつて決

定することになるわけでありますから、したがつて、長期計画については政府の案を出していただきたい。

第二は、土地利用区分に関する調査資料を提出願いたいわけです。内容的には、その重点を土地利用の現況と将来計画についての内容と、それからその二は、農用地の実態調査概要といふものについての資料、この内容は、耕地については水田、畑地の適地、さらには今回の改正に関連する草地の関係の調査資料。

次に第三は、農用地の造成、それから転用、壊廃の最近五カ年間、つまり三十四年から三十八年度に至る五カ年間の状況がどうなつているか、そういう資料であります。

第四は、農用地を造成する場合の経費、たとえばヘクタール当たり未墾地の開墾についてはどのくらいか、あるいは干拓地については幾ら、草地の造成については幾ら、これは条件によつて違いますから、おおよそ標準になる最高最低額、ヘクタール当たりの費用、それを特に内地と北海に区分できればお願ひしたいわけであります。

それから第五点は、土地改良事業の事業別の補助率の一覧表と、それから事業費の負担区分、これについて特定、一般、構造改善、開拓といふように区分されるわけでございますが、これらに關係する資料をお願いしたいわけであります。

最後に、土地改良事業に關係する資金融通に関する貸し付け条件とか、それから付帯した点等についての資料。

大点にわたるわけですが、ぜひこれを提出願いたいと思います。

○丹羽(兵)政府委員　ただいま資料要求がございましたが、相当広範囲、膨大な資料のようになりますから、私のほうとしては十分誠意をもって御期待に沿うように、御審議をいただくための参考になるよう提出させていただきますが、中にはなかなか整わない困難なものもあるようでございますから、その点だけはひとつ御了承願つて、誠意をもって提出させていただきます。

○高見委員長　次会は明十五日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

昭和三十九年四月二十三日印刷

昭和三十九年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局